

第2章 カントリーレポート：ベトナム

—WTO 加盟に伴う農業関連制度の改正と最新の農業・農政動向—

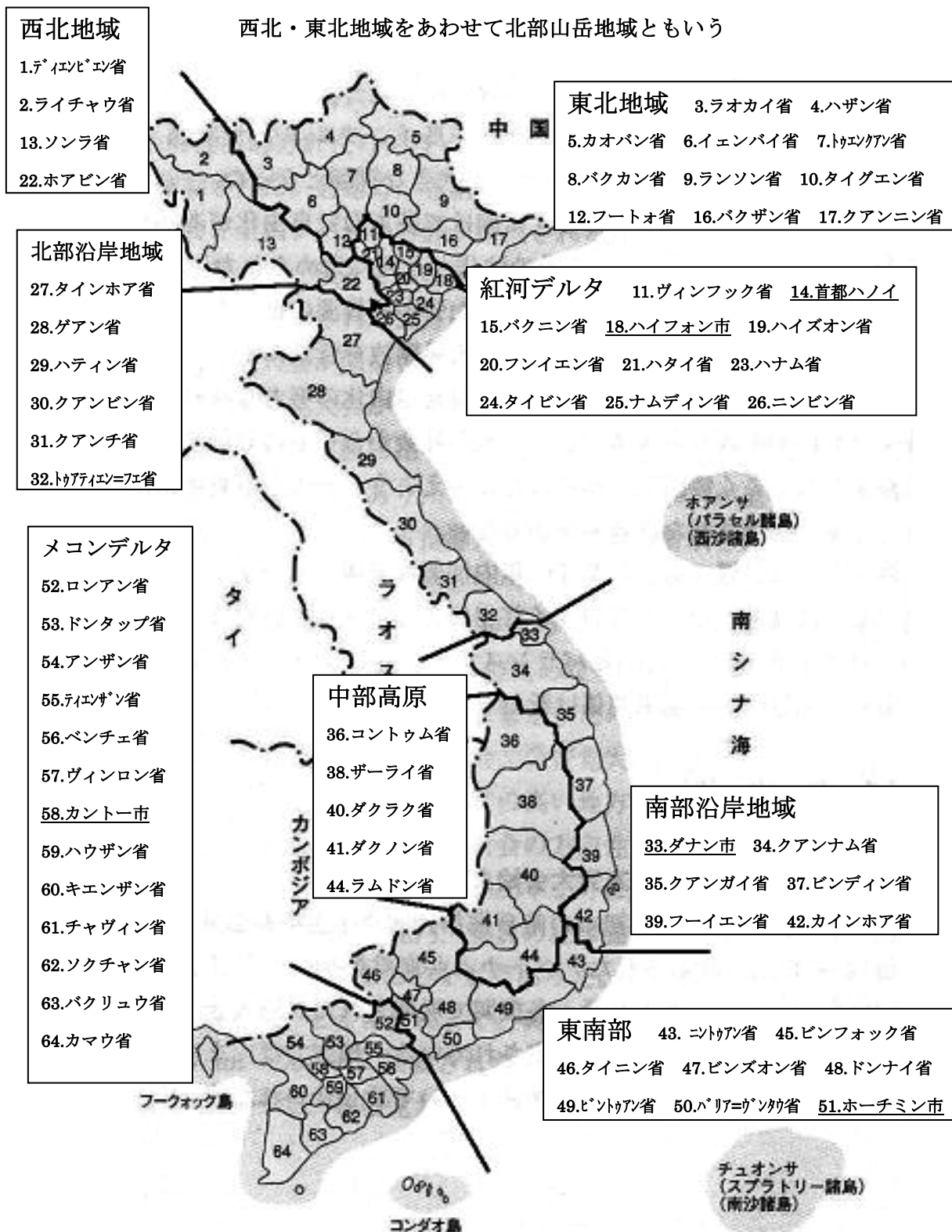
おかえ たかし
岡江 恭史

はじめに

ベトナムは長らくソ連型の社会主義統制経済体制下にあったが 1986 年にドイモイと呼ばれる経済自由化・対外開放政策を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。ベトナムは現在、安い人件費・高い教育水準・若い人口構成・良好な対日感情などから日本にとっても有望な投資先として注目を浴びている。またベトナム側からも 2006 年に就任したグエン・タン・ズン新首相の初の外遊先として日本を選び、アセアンの枠組み以外で最初の FTA（自由貿易協定）対象国⁽¹⁾として日本を選ぶ（2008 年 3 月現在二国間交渉中）など日本を重視する姿勢を示している。

農林水産分野では、現在ベトナムは世界第 2 位のコメ・コーヒー輸出国、世界第 1 位のコショウ輸出国となっており、日本にとってはコメ・野菜（ほうれん草など）・水産物（エビなど）の主要輸入先である。WTO 加盟を果たした今後は、ますます国際市場においても日本市場においても重要度を増すものと思われる。

本章はベトナムの農業・農政事情に関する報告である。構成は以下の通りである。まず「1. 基本情報」において、ベトナムの基本情報とともに 2007 年に発足した第二次ズン内閣における中央省庁再編（特に農業農村開発省と水産省の統合問題）を解説する。続く「2. 国内動向」において、農業・農政の概要とともにベトナム人の主食でもあるコメの需給動向を報告する。そして、「3. 国際化対応」で貿易制度を中心に WTO 加盟に伴うベトナムの農業関連制度の改正を報告する。なお独立以降のベトナムの農業政策の変遷と品目別の生産概況に関しては岡江[2007b]があるので、あわせて参照されたい。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・藤田〔2007〕のベトナム地図に筆者が加筆。

注。下線が省と同格の中央直轄市。

第 1 表 ベトナム各地域の面積と人口

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	331,212	14,862	101,558	51,552	33,167	54,660	34,809	40,604
うち農地	94,122	7,603	14,783	8,049	5,838	15,971	16,119	25,759
林地	144,373	1,233	53,246	28,540	14,598	30,678	12,516	3,562
居住地	6,027	1,165	1,126	979	542	416	714	1,085
人口 (千人)	83,106	18,028	11,918	10,605	7,050	4,758	13,492	17,256
人口密度 (人/km ²)	251	1,213	117	206	213	87	388	425

資料：TCTK[2007].

1. 基本情報

(1) 地理的環境

行政・地域区分を示したベトナム地図を第 1 図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北 1650km の細長い国土（東西の幅は最も狭いところで 50km もない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムでは Bien Dong（東海）と呼ぶ）をはさんでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。なお南シナ海のパラセル諸島（ベトナム名；ホアンサ (Hoang Sa) 群島、中国名；西沙諸島）は中国と、スプラトリー諸島（ベトナム名；チュオンサ (Truong Sa) 群島、中国名；南沙諸島）は中国・台湾・フィリピン・マレーシア・ブルネイとベトナムは領有権を争っている。ベトナムの国土面積は 331,212km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は 83,106 千人（2005 年）である。政府の人口抑制政策にも関わらず人口は年々増加しており、10 年前（1995 年）に比べて 15.4% 増となっている（TCTK[2007]）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘な小平野のみである。民族区分では人口の 8 割以上を占めるベト族⁽²⁾ が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては 64 の省および省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する⁽³⁾ が、複数の省をまとめて、「紅河デルタ (Dong bang song Hong)」「北部山岳地域 (Mien nui va trung du, さらに西北地域と東北地域に分けることもある)」「北部沿岸地域 (Bac Trung Bo)」「南部沿岸地域 (Duyen hai Nam Trung Bo)」「中部高原 (Tay Nguyen)」「東南部 (Dong Nam Bo)」「メコンデルタ (Dong bang song Cuu Long)」という地域区分も用いられる。第 1 表は、ベトナムの各地域の面積と人口をまとめたものである。紅河デルタはベトナム国家発祥の地で、首都ハノイは 11

世紀の国家成立以来一時期を除いてベトナムの首都であり続けた。ベトナムの王朝は紅河デルタを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。人口密度は 1,213 人/km²（日本の関東地方とほぼ同水準）とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。紅河デルタは主要な農業地帯でもあり、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域はベトナムの森林の半分近くを抱え、農地がほとんど存在しない。また民族的にはタイ系の少数民族⁽⁴⁾の居住地である。南北両デルタを結ぶ北部沿岸地域・南部沿岸地域は農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である北部沿岸地域は国内でも最貧困地帯である。沿岸地域の貧農が収入源としている砂糖は貧困対策として輸入制限措置がとられてきたが、WTO 加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった（後述「3.（3）1）(ii) 輸入数量制限措置の廃止」（p81）参照）。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。ベトナム最大の農業地帯であるメコンデルタは 19 世紀からのフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓された。植民地政府は土地をフランス人及び対仏協力ベトナム人に払い下げ当地域における大地主制が成立した。現在、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

（２）経済・貿易

第 2 表は、ベトナム経済の基礎統計である。21 世紀に入ってからほぼ年間およそ 7～8 % の経済成長率を示している。さらに、一人あたり GDP・海外からの直接投資・輸出入額はすべて年々上昇している（貿易収支は赤字）。また都市失業率も年々低下している。さらに消費者物価上昇率も近年は実質 GDP 成長率以下に抑えられており、ベトナムが順調に経済成長を遂げていることがわかる。またベトナム統計総局が発表した速報値（TCTK [online]）では、2007 年の GDP 成長率は 8.48%（農林水産業は 3.41%）、輸出金額増加率は 21.5%であった。2006 年 11 月に発表された 2007 年社会経済発展計画（QHVN[2006]）では、GDP 成長率は 8.2～8.5%（農林水産業は 3.5～3.8%）、輸出金額増加率は 17.4%と設定されていたので、WTO 元年の経済目標はおおむね達成されたこととなり、ベトナム政府は WTO 加盟が経済発展に大いに貢献したことをアピールすることができた。なお 2007 年 11 月に発表された 2008 年社会経済発展計画（QHVN[2007b]）では、GDP 成長率は 8.5～9%（農林水産業は 3.5～4%）、輸出金額増加率は 20～22%とさらに強気の目標が設定されている。

第2表 ベトナム経済の基礎統計

	2001	2002	2003	2004	2005	2006 (暫定値)
一人あたり GDP (米ドル)	n.d.	440	492	553	639	722
GDP 成長率 (% : 94 年価格)	6.89	7.08	7.34	7.79	8.44	8.17
海外からの直接投資 (百万米ドル : 実行ベース)	2,451	2,591	2,650	2,853	3,309	3,956
輸出額 (百万米ドル)	15,029	16,706	20,149	26,485	32,447	39,826
輸入額 (百万米ドル)	16,218	19,746	25,256	31,969	36,761	44,891
人口 (千人)	78,686	79,727	80,902	82,032	83,106	84,156
都市失業率 (%)	6.28	6.01	5.78	5.60	5.31	4.82
消費者物価上昇率 (% : 各年 12 月の前年比)	0.8	4.0	3.0	9.5	8.4	6.6

資料 : TCTK[2007].

第3表は、ベトナムの主要な貿易相手国と輸出総額・輸入総額に占める割合である。輸出に関しては、かつて日本はベトナムの第1位の輸出先であった。米越通商協定発効(2001年12月)の翌年以降はアメリカに第1位の座を譲ったとはいえ、日本が依然重要な輸出先であることに変化はない。また輸入先でも日本が主要な相手国であるが近年はシェアを徐々に下げており、代わって中国からの輸入が急上昇している。現在交渉中の日越 EPA によって今後日本からベトナムへの輸出が拡大することが期待される。なおアセアン内では単一の国で上位に入ってきている国はシンガポールのみであるが、アセアン全体で見た場合は、輸出先で第2位、輸入先では第1位を近年常に占めている。AFTA の経済統合によって今後ますますアセアンとの経済的結びつきは大きくなるだろう。また APEC の枠組みで見た場合は、輸出の7割以上、輸入では8割以上を占めることになる。ドイモイ以前はソ連・東欧が主要な貿易相手国であったベトナムは今や完全にアジア太平洋を主要な貿易相手国とするようになった。

第3表 ベトナムの主要な貿易相手国

輸出先と輸出総額（米ドル）に占める割合

	2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合
第1位	日本	16.7	アメリカ	14.7	アメリカ	19.5	アメリカ	19.0	アメリカ	18.3
第2位	中国	9.4	日本	14.6	日本	14.4	日本	13.4	日本	13.4
第3位	アメリカ	7.1	中国	9.1	中国	9.3	中国	10.9	中国	9.9
第4位	シンガポール	6.9	オーストラリア	8.0	オーストラリア	7.1	オーストラリア	7.1	オーストラリア	8.4
第5位	オーストラリア	6.9	シンガポール	5.8	シンガポール	5.1	シンガポール	5.6	シンガポール	5.9
ASEAN		17.0		14.6		14.7		15.3		17.7
APEC		67.1		71.6		73.6		73.6		74.5
EU		20.0		18.9		19.1		18.8		17.0

輸入先と輸入総額（米ドル）に占める割合

	2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合	国名	割合
第1位	シンガポール	15.3	シンガポール	12.8	中国	12.4	中国	14.4	中国	16.0
第2位	日本	13.5	台湾	12.8	日本	11.8	台湾	11.6	シンガポール	12.2
第3位	台湾	12.4	日本	12.7	台湾	11.5	シンガポール	11.3	台湾	11.7
第4位	韓国	11.6	韓国	11.5	シンガポール	11.4	日本	11.1	日本	11.1
第5位	中国	9.9	中国	10.9	韓国	10.4	韓国	10.5	韓国	9.8
ASEAN		25.7		24.2		23.6		24.3		25.4
APEC		81.3		82.5		81.4		82.5		83.5
EU		9.3		9.3		9.8		8.4		7.0

資料：TCTK[2007].

注. 割合の単位は%. EU は 2001～03 年は加盟 15 ヶ国, 2004～05 年は加盟 25 ヶ国の合計.

次に日本側の最新資料（日本貿易振興機構[online]）より 2007 年における日本とベトナムの貿易額をみると、日本のベトナムからの輸入額は 6,109,987 千米ドル、輸出額は 5,669,026 千米ドルと日本が輸入超過である（第 4 表参照）。特に食料品については大幅な輸入超過となっている。ベトナムからの主な輸入品は、電気機器（輸入金額の 19.7%）、鉱物性燃料（18.9%）、食料品（14.2%）となっている。人件費の安いベトナムへは近年外国からの活発な投資が行われており、電気機器の対日輸出が増加している。特に電気機器の中で最大輸出金額を占める品目は配線セットで 20.4%を占める。さらに近年急増している光ファイバーケーブルは日本にとってベトナムが最大の輸入先となっている。鉱物性燃料のほとんどは原油である。石油はベトナムにとって最大の輸出品目であり、2007 年の数字では原油および粗油の対日輸出額が食料品全体を超えるまでになった。日本の石油輸入先は圧倒的に中東でありまだベトナムのシェアは低いが、輸入先多様化という意味でベトナムには期待が持たれる。また縫製品も多く日本へ輸出されている。ベトナムの工業化に伴って鉱工業の輸出が増加しているとはいえ、ベトナムの対日輸出において食料品の占めるシェアは依然大きい。

（３）政治

１）ベトナムの国家機構概説

ベトナム社会主義共和国の国家元首は国会によって選出される国家主席（Chu tich nuoc）である。国家主席は大統領と和訳されることもあるが、実際の権限は制限されておりアメリカ大統領のような中央政府の長ではない。実際の国政は、国会の承認に基づき国家主席が任命する首相（Thu tuong）を長とする政府行政機構によって行われる。各省（Bo）には日本でいう大臣に当たる閣僚（Bo truong）がその長として存在し、各閣僚は首相によって指名され国会の承認を経て国家主席によって任命される。

ベトナムは今なお共産党一党独裁体制が続いており、政府の政策は共産党が決めた方針に従って執行される。共産党の指導者である書記長（Tong Bi thu）・国家元首である国家主席・政府の長である首相の 3 人がベトナムにおける最大の実力者であり、ベトナムはこの 3 人の集団指導体制によって運営されているといわれている。

なお先進民主主義国家においては、立法・行政・司法の三者がお互いに監視・抑制することによって権力の集中・濫用を防止し国民の政治的自由を保障する三権分立のシステムが採用されているが、ベトナムでは共産党の方針を実行するための国家権力が立法・行政・司法の三者に分担（三権分業）され、お互いに監視・抑制することはない。

各地方レベルの行政機構は、上から省（tinh、日本の県に相当）―県（huyen、郡に相当）―社（xa、行政村に相当）という構成である。各地方の省・県・社にはそれぞれ日本の地方議会にあたる人民評議会（Hoi dong nhan dan）が存在し、人民評議会によって地方行政の執行機関である人民委員会（Uy ban nhan dan）が選出される。だが、首相は各地方省人

第4表 日本からみたベトナムとの貿易品目（2007年合計）

ベトナムからの輸入品目と輸入総額に占める割合

品目名	輸入金額	前年同期比増加率	割合
総額	6,109,987	15.4	100
食料品	870,271	-7.4	14.2
魚介類	687,298	-13.1	11.3
えび	361,841	-19.4	5.9
肉類	78	28.2	0
穀物類	42,968	-11	0.7
野菜	21,246	-4.8	0.4
果実	7,533	-1.2	0.1
原料品	113,520	32	1.9
木材	11,579	23.2	0.2
鉱物性燃料	1,152,911	28.9	18.9
原油及び粗油	968,658	36.1	15.9
化学製品	108,765	-3.7	1.8
原料別製品	611,253	30	10
一般機械	372,402	14.7	6.1
電気機器	1,206,111	18.8	19.7
輸送用機器	115,476	61.1	1.9
その他	1,559,278	13	25.5
衣類・同付属品	713,950	11.4	11.7

ベトナムへの輸出品目と輸出総額に占める割合

品目名	輸出金額	前年同期比増加率	割合
総額	5,669,026	36.9	100
食料品	49,861	62.4	0.9
原料品	130,756	29	2.3
鉱物性燃料	125,103	1241.2	2.2
化学製品	519,214	25.5	9.2
原料別製品	1,483,413	30.7	26.2
一般機械	1,489,382	47.8	26.3
電気機器	1,112,907	36.8	19.6
輸送用機器	292,687	70.3	5.2
その他	465,704	1.3	8.2

資料：日本貿易振興機構[online].

（単位：1000米ドル，％）

民評議会の決議執行停止および人民委員会主席（日本の知事に相当）の罷免を行う権限を有し、ベトナムには地方自治という概念が存在しない（白石[2000]）。

また国会も各地方レベルの人民評議会も人民の選挙によって代表（議員）が選ばれることになっているが、実際には共産党の方針に反する政治活動や言論は厳しく統制されており、各地方レベルの人民委員会はその地方レベルの共産党支部の指導下にある⁽⁵⁾。

2) 中央省庁再編と新農業農村開発省

2006年4月に第10回共産党大会が開催され、この中でノン・ドゥック・マイン（Nong Duc Manh）共産党書記長は留任したものの、チャン・ドゥック・ルオン（Tran Duc Luong）国家主席とファン・ヴァン・カイ（Phan Van Khai）首相の引退など党人事の刷新（若返り）が行われた。これを受けた7月の国会によってグエン・ミン・チュエット（Nguyen Minh Triet）新国家主席とグエン・タン・ズン（Nguyen Tan Dung）新首相が選出された。

その後2007年5月に国会議員選挙が行われ、その結果招集された第12期第1回国会において省庁再編案が可決された（7月31日付け国会議決1号（QHVN[2007a]））。水産省の農業農村開発省への吸収、商務省と工業省の統合（商工省誕生）等により26の省庁が22に削減されることになった⁽⁶⁾。ベトナムは市場経済化と国際社会への参入の中で行政の効率化を図っており、今回もその一貫である。ちなみにドイモイ開始時（1986年）の省庁数は34であり、これまで新しい会期の国会が開かれるたびに省庁の統廃合が行われてきた（五島[2003]）。第5表に新省庁名と担当閣僚名（任期2007～2011年）をまとめた。日本の農林水産省にあたるのが、農業農村開発省（Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon）であり、その担当閣僚を本章では農業農村開発相もしくは略して農相と記す。

国会の省庁再編案可決に従い、まず2007年8月6日に農業農村開発省と水産省の幹部が会議を行った。その結果、7日および10日付けの各農相決定（BNNPTNT[2007a] [2007b] [2007c] [2007d] [2007e] [2007f] [2007g]）により、水産省の各総合調整部局⁽⁷⁾が農業農村開発省に相当する部局に統合されるようになった。この際、官房・監査・科学技術部・国際協力部・法制部・人事部は両省とも存在し所掌事務も同様であったので、それぞれ水産省の部局が解散して農業農村開発省へそのまま吸収されることになった⁽⁸⁾。しかし旧水産省の企画財務部は、企画関係は企画部へ、財務関係は財務部へ、水産企業の管理は農業企業刷新管理委員会へ、統計関係は情報・統計センターへ、水産土木関係は農業土木局へと5つの部局へ分散して吸収される事が決まった。そして翌2008年1月3日付け政府議定1号（CPVN[2008]）により新農業農村開発省が正式に発足し、その所掌事務が明確に定められた⁽⁹⁾。それを受けて農業農村開発省の各部局の所掌事務を定めた各農相決定（BNNPTNT[2008a] [2008b] [2008c] [2008d] [2008e]等）が出された。以下に2008年1月に発足した新農業農村開発省の部局名（筆者による和訳及び原語ベトナム語）を示す。

第5表 新省庁名と第2次ズン内閣閣僚名簿（任期 2007～2011 年）

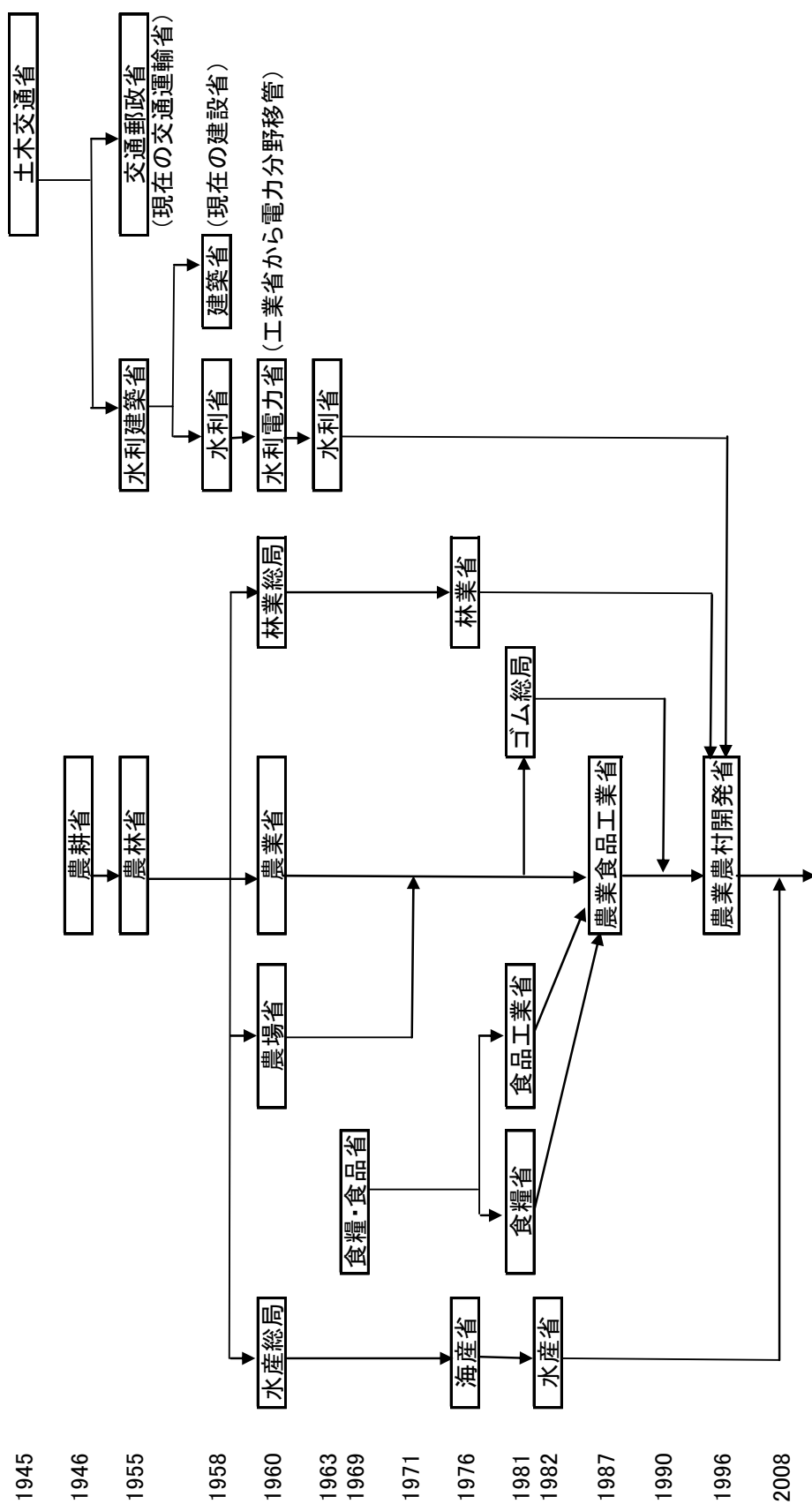
省庁名	注記	担当閣僚名	生年
	首相	グエン・タン・ズン (Nguyen Tan Dung)	1949
	副首相	グエン・シン・フン (Nguyen Sinh Hung)	1946
	副首相	チュオン・ヴィン・チョン (Truong Vinh Trong)	1942
	副首相	ホアン・チュン・ハイ (Hoang Trung Hai)	1959
外務省 (Bo Ngoai Giao)	担当閣僚が副首相兼任	ファム・ザ・ヒエム (Pham Gia Khiem)	1944
教育養成省 (Bo Giao Duc va Dao Tao)	担当閣僚が副首相兼任	グエン・ティエン・ニャン (Nguyen Thien Nhan)	1953
国防省 (Bo Quoc Phong)		フン・クアン・タイン (Phung Quang Thanh)	1949
公安省 (Bo Cong An)		レ・ホン・アイン (Le Hong Anh)	1949
内務省 (Bo Noi Vu)		チャン・ヴァン・トゥアン (Tran Van Tuan)	1950
司法省 (Bo Tu Phap)		ハ・フン・クオン (Ha Hung Cuong)	1953
計画投資省 (Bo Ke Hoach va Dau Tu)		ヴォ・ホン・フック (Vo Hong Phuc)	1945
財務省 (Bo Tai Chinh)		ヴ・ヴァン・ニン (Vu Van Ninh)	1955
商工省 (Bo Cong Thuong)	商務省と工業省の統合により誕生	ヴ・フィ・ホアン (Vu Huy Hoang)	1953
農業農村開発省 (Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon)	水産省を吸収	カオ・ドゥック・ファット (Cao Duc Phat)	1956
交通運輸省 (Bo Giao Thong Van Tai)		ホ・ギア・ズン (Ho Nghia Dung)	1950
建設省 (Bo Xay Dung)		グエン・ホン・クアン (Nguyen Hong Quan)	1949
資源環境省 (Bo Tai Nguyen va Moi Truong)	新たに海洋分野も所管することになった	ファム・ホイ・グエン (Pham Khoi Nguyen)	1950
情報通信省 (Bo Thong Tin va Truyen Thong)	郵政通信省と文化情報省の出版放送部門を統合して誕生	レ・ゾアン・ホップ (Le Doan Hop)	1951
労働傷病兵社会省 (Bo Lao Dong, Thuong Binh va Xa Hoi)	女性閣僚	グエン・ティ・キム・ガン (Nguyen Thi Kim Ngan)	1954
文化スポーツ観光省 (Bo Van Hoa, The Thao va Du Lich)	体育スポーツ委員会・文化情報省・観光総局の統合により誕生	ホアン・トゥアン・アイン (Hoang Tuan Anh)	1952
科学技術省 (Bo Khoa Hoc va Cong Nghe)		ホアン・ヴァン・フォン (Hoang Van Phong)	1948
保健省 (Bo Y Te)		グエン・クオック・チエウ (Nguyen Quoc Trieu)	1951
民族委員会 (Uy Ban Dan Toc)	担当閣僚は少数民族モン (Mong) 族	ザン・セオ・フー (Giang Seo Phu)	1951
国家銀行 (Ngan Hang Nha Nuoc)		グエン・ヴァン・ザウ (Nguyen Van Giau)	1957
政府監査院 (Thanh Tra Chinh Phu)		チャン・ヴァン・チュエン (Tran Van Truyen)	1950
政府官房 (Van Phong Chinh Phu)		グエン・スアン・フック (Nguyen Xuan Phuc)	1954

資料：CPVN[online]

注．上記以外に人口家族児童委員会が解散して各省庁に移管された．

官房 (Van phong)
監査 (Thanh tra)
企画部 (Vu Ke hoach)
財務部 (Vu Tai chinh)
科学技術環境部 (Vu Khoa hoc cong nghe va Moi truong)
国際協力部 (Vu Hop tac quoc te)
法制部 (Vu Phap che)
人事部 (Vu To chuc can bo)
耕種農業局 (Cuc Trong trot)
植物防疫局 (Cuc Bao ve thuc vat)
畜産局 (Cuc Chan nuoi)
家畜衛生局 (Cuc Thu y)
農林水産加工流通・塩業局 (Cuc Che bien, Thuong mai nong lam thuy san va nghe muoi)
林業局 (Cuc Lam nghiep)
森林保全局 (Cuc Kiem lam)
水産資源開拓保護局 (Cuc Khai thac va bao ve Nguon loi thuy san)
水産養殖局 (Cuc Nuoi trong thuy san)
水利局 (Cuc Thuy loi)
治水防災局 (Cuc Quan ly de dieu va phong, chong lut, bao)
農業土木局 (Cuc Quan ly xay dung cong trinh)
合作経済・農村開発局 (Cuc Kinh te hop tac va phat trien nong thon)
農林水産物品質管理局 (Cuc Quan ly chat luong nong lam san va thuy san)
農業企業刷新管理委員会 (Ban Doi moi va quan ly Doanh nghiep nong nghiep)
情報・統計センター (Trung tam Tin hoc va Thong ke)
国家農漁業改良普及センター (Trung tam Khuyen nong - Khuyen ngu Quoc gia)
国家水質改善・農村環境衛生センター (Trung tam Quoc gia Nuoc sach va Ve sinh moi truong nong thon)

なおこれら以外に農業農村開発省機関誌⁽¹⁰⁾ 発行局や各試験研究機関などもある。第2図に旧農業農村開発省と旧水産省の各部局がどのように新農業農村開発省の新部局に再編されたかを示す。ベトナムの中央省庁には日本の水産庁のような外局組織がなく、今回の再編によって旧水産省はバラバラに解体されて新農業農村開発省の複数の新部局へと再編された。旧水産省の部局のうち、旧農業農村開発省の部局との統合も名称変更もないままに新農業農村開発省の部局になったのは、水産資源開拓保護局ただ一つのみである。



第3図 ベトナムの農林水産行政機関の変遷

資料：五島[2003]・BNNTNT[online]より筆者作成。

なお農林水産関係の中央省庁再編は今回の再編が始めてではなく独立以降しばしば行われてきた。旧農業農村開発省も 1996 年にそれまでの農業食品工業省・林業省・水利省の三省が合併して設立されたものである。第 3 図に独立（1945 年）以降の農林水産行政機構の変遷を示す⁽¹¹⁾。今回の再編によって、旧農林省から林野・水産分野が分離した 1960 年以来約半世紀ぶりに農林水産分野を一体として担う中央官庁が復活したことになる。新農業農村開発省は農林水産業に加えて、塩業、水利管理、そして人口の 7 割以上を占める農村部の開発（農村への開拓移住や水質改善等も含む）も所管している。また地方レベルの農林水産行政は、当該地区の人民委員会が農業農村開発省の指導に従って行うが、日本でいう地方農政局にあたる農業農村開発省直属の地方出先機関は存在しない。但し実務を担う各局や施設機関には地方出先機関を有するものもある⁽¹²⁾。

2. 国内動向

（1）農業・農政の概況

1）ベトナム農業の脱集団化・市場経済化の過程⁽¹³⁾

東西冷戦構造の中で戦われたベトナム戦争中、東側陣営に属する北ベトナム（ベトナム民主共和国）では農民が農業生産合作社に強制的に加入させられて集団農業生産に従事させられていた。西側陣営に属する南ベトナム（ベトナム共和国）では、植民地時代からの大地主所有制が温存されたまま商品作物栽培（特にメコンデルタにおけるコメ）が行われていた。

ベトナム戦争は 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結した。翌年発足した統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）では南部でも農業集団化が推進されたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになった。農業生産の大幅な低下へ対処するため、1981 年に各農家世帯を生産単位とする共産党中央書記局 100 号指示が出された。各世帯は①田植え②栽培管理③収穫の三つの段階を請け負い、請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。この改革は農家の意欲を刺激したが、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのは 20% 程度であった。

冷戦終結の世界情勢下での生き残りのため、1986 年末第 6 回共産党大会でドイモイ政策が採択され、ベトナムは全面的な市場経済化と外資導入が推進されるようになった。農業におけるドイモイを推進するために、1988 年に共産党政治局 10 号決議が出された。合作社は生産段階のうち二つのこと（水利および病虫害発生予察）だけに責任を負い、他は農家世帯に任せることになった。また農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を与えられた。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが 40% と倍増し、これまで以上に農家の生産意欲を刺激した。これを期にコメ生産量が激増し工芸作物（コーヒー、コショウ等）の生産も拡大した。

その後 1993 年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当す

る権利が農家個人世帯に新たに与えられた。さらに 96 年の合作社法によって、集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へと合作社の法的位置づけが根本的に転換した。また 90 年代から国営銀行によって農家世帯向けの信用事業が展開されるようになった。

2) 国際社会参入の過程と現代の農業発展戦略

1980 年代の脱集団化・市場経済化によってベトナム経済・農業は急速な成長を遂げた。さらに 90 年代以降はかつての敵国であった西側諸国や中国との関係を修復し、国際市場への一層の参入を図ることになった。対東南アジアでは、ベトナムはアセアンに 95 年 7 月に加盟し翌 96 年 1 月にはアセアン自由貿易地域(AFTA)の共通効果特惠関税(CEPT)スキームにも参加した。2006 年にはほとんどの品目の域内関税が 5 %以下となった。対米では、94 年 2 月にアメリカは 75 年より継続してきた対越経済制裁を全面解除し、95 年 8 月には国交正常化条約に調印した。そして 2001 年 12 月には米越通商協定が発効した。対日では、92 年 11 月に日本は 79 年度以降見合わせてきた円借款の再開を決定し、2004 年 12 月には日越投資協定が発効した。2008 年 3 月現在日越 EPA 交渉が継続中である。対中では、91 年 11 月に国交正常化し「1. (2) 経済・貿易」(p52~56) でみたように近年は経済関係も緊密になっている。しかし歴史上何度も中国からの侵略を受けてきたベトナムでは中国に対する警戒心は強く、国境紛争もまだ全面的には解決していない⁽¹⁴⁾。

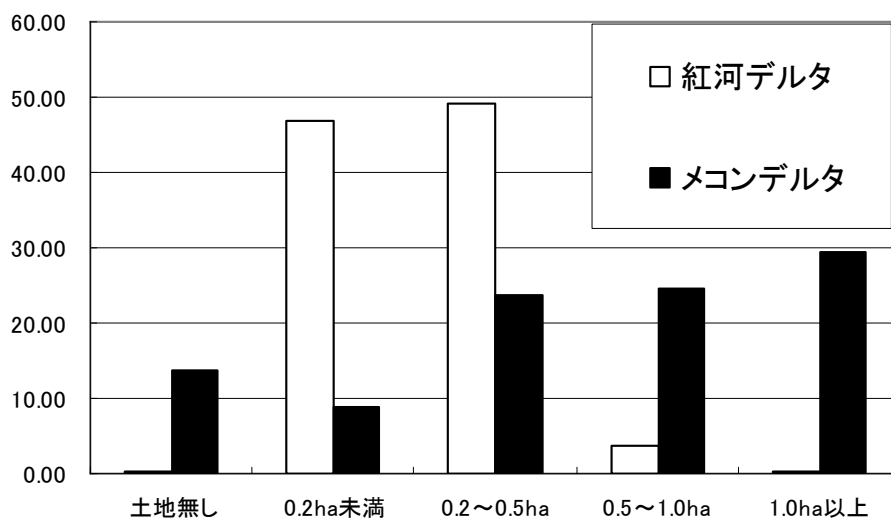
上記のような全方位外交によって WTO 加盟国の合意を徐々に得ることができた結果、2006 年 11 月に WTO 一般理事会はベトナムを 150 番目の加盟国・地域として承認することになった(正式加盟は翌 07 年 1 月)。ベトナムは 1995 年 1 月の WTO 発足時より加盟申請を行っていたが、あしかけ 12 年をかけて国際社会・経済への参入の総仕上げともいえるべき WTO 加盟を果たした。

WTO 加盟に象徴される国際市場への本格参入を控えて、ベトナム政府は農業分野でも 2000 年 6 月の第 9 号政府議決 (CPVN[2000]) によって 2010 年に向けての農業発展戦略を打ち出した。本議決はまずドイモイ路線に沿った農林水産業の発展を評価した上で、その発展を継続させるための政策の柱として、①農業生産における新技術の導入②生産と加工・販売との効果的結合③農村内インフラへの投資促進と農業保険の充実④外国市場の情報収集とマーケティング能力開発⑤商業的農産品販売に備えた行政の効率化、の 5 点を打ち出している。さらに 2005 年 6 月 20 日付け第 150 号政府首相決定 (CPVN[2005]) によって 2010 年および 2020 年に向けてのベトナム農業の計画が発表された。その方針は 2000 年 9 号議決に加えて、①2003 年土地法に沿った農地政策執行と農地交換分合推進②AFTA と WTO 加盟交渉のための国際的合意事項遵守③品目ごとの生産適地特定と生産集中、といった点が新たに付け加えられている。ドイモイ以降の農業政策は市場経済化による量的拡大であったが、9 号議決・150 号決定においては海外市場への販売を前提にした高品質な農林水産物を生み出す方針を打ち出している。

第6表 農業・農村の占める割合

	1990	1995	2000	2005
GDP に占める農林水産業の割合 (%)	38.7	27.2	24.5	21.0
輸出金額に占める農林水産業の割合 (%)	47.8	46.3	29.0	23.0
就業人口に占める農林水産業の割合 (%)	73.0	71.3	68.2	57.3
人口にしめる農村居住者の割合 (%)	80.5	79.3	75.8	73.1

資料：TCTK[1994][2002][2007].



第4図 紅河・メコン両デルタにおける経営規模別農家世帯分布

資料：TCTK[2003].

注：単位は%。

3) 農業生産・輸出の現状

国内経済にしめる農業・農村の位置を知るために、農林水産業の GDP・輸出金額・就業人口に占める割合と農村に居住する人口の割合を第6表に示した。いずれの数値も経済成長にともなって年々減少傾向にあるが、GDP・輸出金額の割合が現在では20%程であるにもかかわらず、就業人口では今なお過半数が農林水産業に従事していることがわかる。

第4図は、2001年に行われた『農村・農業・水産業センサス』(TCTK[2003])からベトナムの代表的農業地帯である北部の紅河デルタと南部のメコンデルタにおける経営規模(農用地面積)別に見た農家世帯の分布を計算したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経

営規模の平均は大きいが土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。とはいえ、農地集中が進むメコンデルタといえども7割以上の農家の経営規模が1 ha 未満であることから、ベトナムの圧倒的多数の農家が零細経営であることがわかる。第6表に示すように今なお7割以上の人口が農村に滞留しており、彼らは零細な農地で自給的な農業を営み、商業的農業や非農業の就業機会が低いことをうかがわせる。

第7表はベトナムの主要輸出農林水産品の2007年の輸出額および対日輸出額をまとめたものである。もっとも輸出額が大きいのが水産物で、林産物⁽¹⁵⁾・コーヒー・コメ・ゴムが続く。いずれの品目もWTO加盟わずか一年で大幅に輸出を伸ばしている。なお農業・林業・水産業の2007年の対前年比生産額増加率は2.9%、1%、11%増（2006年は3.6%、1.2%、7.7%増）であった（TCTK [online]）ことから、主要輸出産品である水産物のさらなる輸出増が農林水産業全体の発展に結びついたといえるだろう。前述の2000年9号議決や2005年150号決定において目指されている国際市場参入による農業発展は順調に進んでいるといえる⁽¹⁶⁾。

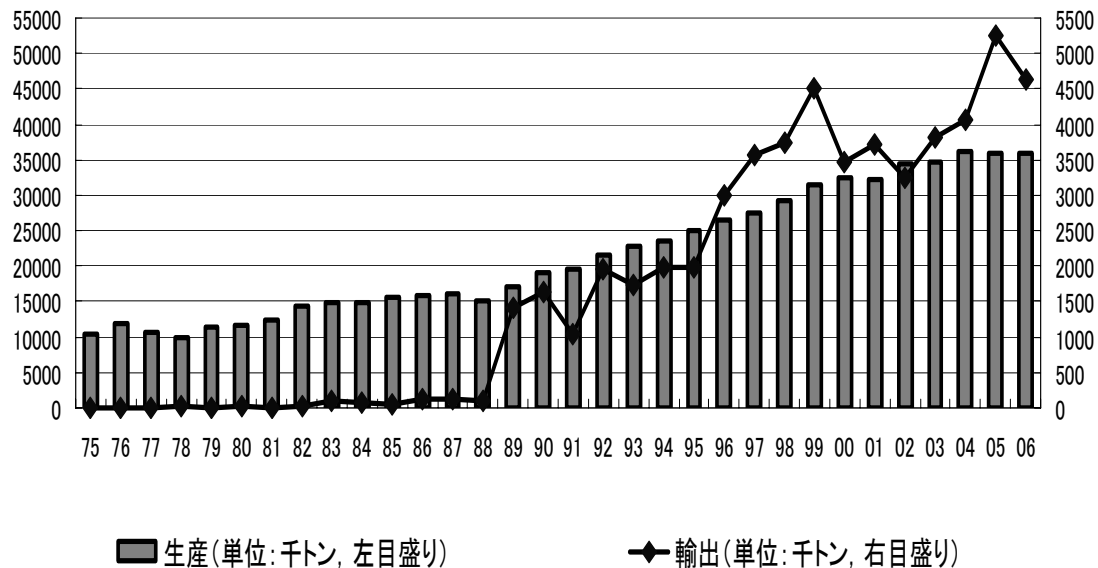
水産物は対日輸出比率も大きい。ベトナムにとって日本は1990年代前半には水産物輸出額の65～75%を占める圧倒的第1位の輸出先（CTCPTTKTDN[2003]）であり、まさにベトナムの水産業は日本市場ともに発展してきたといえるだろう。また林産物や野菜も対日輸出比率が高い。なお対日輸出額はまだ大きくはないがベトナムは現在コーヒーの世界第2位の、コショウでは世界最大の輸出国であり、第7表にみるようにWTO加盟によって輸出をさらに増加させているので今後日本市場においても重きをなす可能性はある。

コメに関してもベトナムは世界第2位の輸出国である。まだ対日輸出額はさほど大きくはないが、年々輸出額を増加させている。またコメはベトナム人にとって主食でありその生産と輸出はベトナムの農業構造全体と深く関係していることから、次項はコメに着目してその生産・流通・消費の動向と輸出への影響について報告する。その他の品目の生産および輸出に関しては岡江[2007b]を参照されたい。

第7表 2007年の農林水産物輸出

	輸出額 (千米ドル)	主要輸出先（上位5ヶ国）	対前年比増 加率（%）	対日輸出額 (千米ドル)	輸出額のうち 対日割合（%）
コメ	1,489,970	フィリピン、インドネシア、マレーシア、 シンガポール、日本	16.8	18,719	1.3
野菜	305,641	台湾、中国、日本、ロシア、アメリカ	18.0	26,426	8.6
茶	130,833	台湾、中国、ロシア、アラブ首長国連邦、 インドネシア	18.5	845	0.6
カシュー ナット	653,863	アメリカ、中国、オランダ、オーストラリ ア、イギリス	29.8	3,258	0.6
コーヒー	1,911,463	ドイツ、アメリカ、スペイン、イタリア、ス イス	57.0	76,422	4.0
コショウ	271,011	ドイツ、アラブ首長国連邦、アメリカ、オ ランダ、インド	42.3	5,816	2.1
ゴム	1,392,841	中国、マレーシア、台湾、韓国、ドイツ	8.3	26,813	1.9
林産物	2,404,097	アメリカ、日本、イギリス、中国、ドイツ	24.4	307,086	12.8
水産物	3,763,404	日本、アメリカ、韓国、ドイツ、スペイン	12.1	753,593	20.0

資料：ベトナム財務省税関総局（日本貿易振興機構ハノイセンターより入手）。



第5図 南北統一以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK[2000]，2000年以降はTCTK[2005][2007]。

（２）コメ需給動向

１）コメ生産・輸出概況

コメはベトナム人の主食であり、また重要な輸出産物である。第５図は南北統一（１９７５年）以降のベトナムのコメ生産量および輸出量をグラフ化したものである。図が示すように１９８９年から生産量が伸び、またこの年から実質的に輸出が始まり、現在まで増加傾向にあることが分かる。「２．（１）１）ベトナム農業の脱集団化・市場経済化の過程」（p62～63）で前述したように１９８８年に発布された共産党政治局１０号決議によってベトナムの集団農業生産体制は実質的に解体した。この決定が農家のインセンティブを刺激し、翌年からのコメ増産につながったことが理解される。１０号決議以前には恒常的にコメを７０～１００万トン輸入していた（Nguyen Sinh Cuc[2003]）が、今やアメリカを抜きタイに次ぐコメ輸出国⁽¹⁷⁾になるまでに成長した。

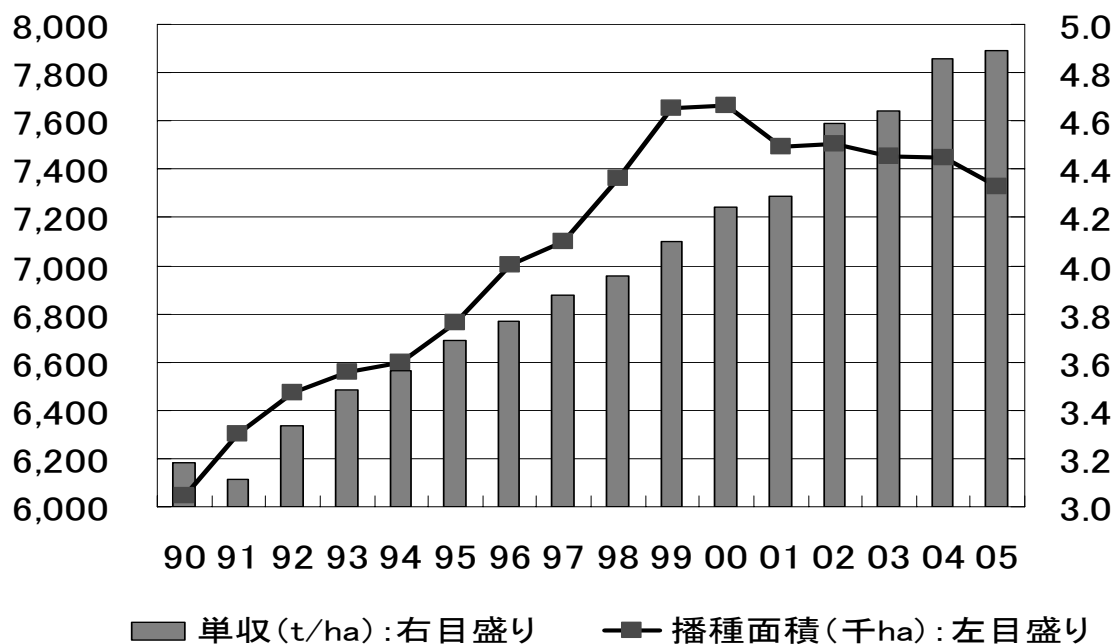
日本は１９９７年から精米の形でベトナムから輸入しており、このときから２００６年までのベトナムからの精米輸入金額と全輸入金額に対するシェアおよび順位を第８表に示した。ベトナムから日本への輸出が始まった９７年には微量（シェアでは０．０２％）だったが、その後輸出量を増やし、２００５年以降は順位では４位、シェアでは１０％程度を占めるに至っている。だが、２００７年にベトナムから輸入したコメから基準値を超える残留農薬（アセタミプリド）が発見され、日本側はベトナム米に含まれるアセタミプリドの残留値検査の検査対象を輸入量の５％から３０％に引き上げるなどの検査強化を行うことを決定した（厚生労働省[2007]）。このように急激なコメ輸出増加にベトナム国内の衛生管理体制が追いついていないという問題を残している。

コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ（２００５年の生産量の１７．３６％）と南部のメコンデルタ（５３．９％）で行われている（TCTK[2007]）。北部における稲作は二期作（１２～３月田植え→４～６月収穫の冬春作（乾季作）、７月頃田植え→１１月頃収穫の夏秋作（雨季作））、南部における稲作は三期作（２～４月の春作、５～９月の秋作、１０～１月の冬作）である。ドイモイ（市場経済化政策）開始以降、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では６ｔ/ha以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは２ｔ/ha程度のところもある。２００４年のコメ輸出量は世界第３位だが金額ではアメリカに次ぐ第４位となっている（FAO[online]）ことから示唆されるように、ベトナムのコメの国際市場における優位性は安価であることである。

第8表 日本のベトナムからの精米輸入金額とシェア・順位

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
輸出金額 (百万円)	5	211	597	384	276	131	843	1,058	3,009	3,111
シェア (%)	0.0	1.1	3.4	1.9	1.7	0.6	3.5	3.3	10.5	10.2
順位	7	5	5	5	5	5	5	5	4	4

資料：日本貿易振興機構[online].



第6図 コメの播種面積と単収の変化

資料：TCTK[2007].

このような問題点から、2000年9号議決ではこれまでの量的拡大政策を改め質的向上を図ることとしている。灌漑設備の整備された水田を400万ha維持する⁽¹⁸⁾とともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する。さらに2005年150号決定では、特にメコンデルタにおける灌漑整備事業への投資を増加して輸出米を増産させることを目指している。これを受けて水田から養殖への転換が特にメコンデルタで行われている。第6図は、1990年代以降のコメの播種面積と単収の変化である。単収に関してはほぼ一貫して増加しているのに対して、播種面積は2000年以降は減少傾向にあるのは、2000年9号

議決で示された政策の反映であると推測される。生産に関して 2000 年 9 号議決では、2010 年までの計画として 33 百万 t の生産を維持し、うち 8 百万 t を輸出にまわすこととしている。なお 2000 年当時の数字では生産が 32.5 百万 t・輸出が 3.5 百万 t であり、それが 2005 年には生産が 35.8 百万 t・輸出が 5.3 百万 t (TCTK[2007]) と、生産では達成されているものの輸出では未だ達成されていない。5 年間の生産増加量 (3.3 百万 t) が輸出増加量 (1.8 百万 t) の 2 倍近くにもなっているのは、人口増加分と家畜飼料（特に急増している養豚）として使用されたと推測される。ベトナム米の品質⁽¹⁹⁾ 向上による単価底上げが今後とも重要な課題となっている。

2) コメ輸出の仕組み

ドイモイ以前のベトナムでは、すべての輸出入活動は輸出入貿易国営会社によって行われ、また輸出品を生産する会社もそれぞれの担当官庁（例えばコメは農業省）によって管理されてきた。また何をどれだけ生産・輸出するかは国家計画委員会の指令によって決定されていた（トラン [1996]）。ドイモイ政策に沿ってこのような国家管理体制から関税による市場経済管理への転換が図られ、コメに関しては主食であり重要な輸出品という点を勘案して輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。まず 96 年には輸出取扱業が許可制から報告制へ移行した。さらに 1998 年 7 月 31 日付け政府議定 57 号 (CPVN[1998a]) によって民間企業および外資系企業へも輸出割当が行われるようになった。そして 2001 年 4 月 4 日付け首相決定 46 号 (CPVN[2001]) によって輸出割当そのものが廃止され、少なくとも制度上は輸出は自由化されている。

だがコメ輸出に関して完全に国家の関与が無くなった訳ではない。毎年年初に商務省（現商工省）、農業農村開発省、そしてコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会（Hiep Hoi Luong Thuoc Viet Nam）の三者が協議してコメ需給計画の原案を政府に提出し、首相が最終的に年間コメ需給計画を発表する。そして各作期ごとに需給の見直しを行う。原則としては輸出は自由化しており政府が数量規制をしているわけではないが、いざというときには政府の権限で輸出に規制をかけることがある。例えば 2006 年 11 月には政府は国内のコメ価格高騰を受けて一時的な輸出禁止措置を取った（伊東[2007]）。

ベトナム食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになる団体である。協会に参加している業者のほとんどは南北食糧総公司⁽²⁰⁾ およびその傘下の国有企業であり、協会の定款には外資や合弁企業は議決権のない准会員にしかねないことが定められている。現在、当協会参加業者の取り扱う食糧輸出量はベトナムの全輸出量の 98% 以上を占めている (HHLTVN[online])。そしてコメ輸出を行う業者は一件ごとに食糧協会に届け出をして協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。協会の承認はほぼフリーパスとはいえ、輸出企業への監視は常時行える体制となっている（伊東[2007]）。輸出割当は廃止されたが、食糧協会を通して食糧総会社はなお大きな影響力を有している。

さらにベトナムのコメ輸出の特色として政府間契約の比重の高さがあげられる。ベトナム

ムがコメ輸出を開始した 1989 年には輸出のほとんどがアフリカ諸国であったが、これらの多くは食糧援助によるものである。その他地域への輸出も政府間契約が行われており、2000 年代初頭においてもコメ輸出の 60～70%が政府間契約によるものであった（小沢[2004]）。そしてこの政府間契約のアレンジを行うのが食糧総公司である。具体的には北部食糧総公司が主にキューバ、イラク向けの輸出を、南部食糧総公司がインドネシア、フィリピン向けの輸出を中心に担当している（坂田[2003]）。

このように制度上自由化されたかに見えるベトナムのコメ輸出は依然として官製組織によって担われており、高級米の輸出や経営の効率化を促す市場原理が働きにくい構造になっている。

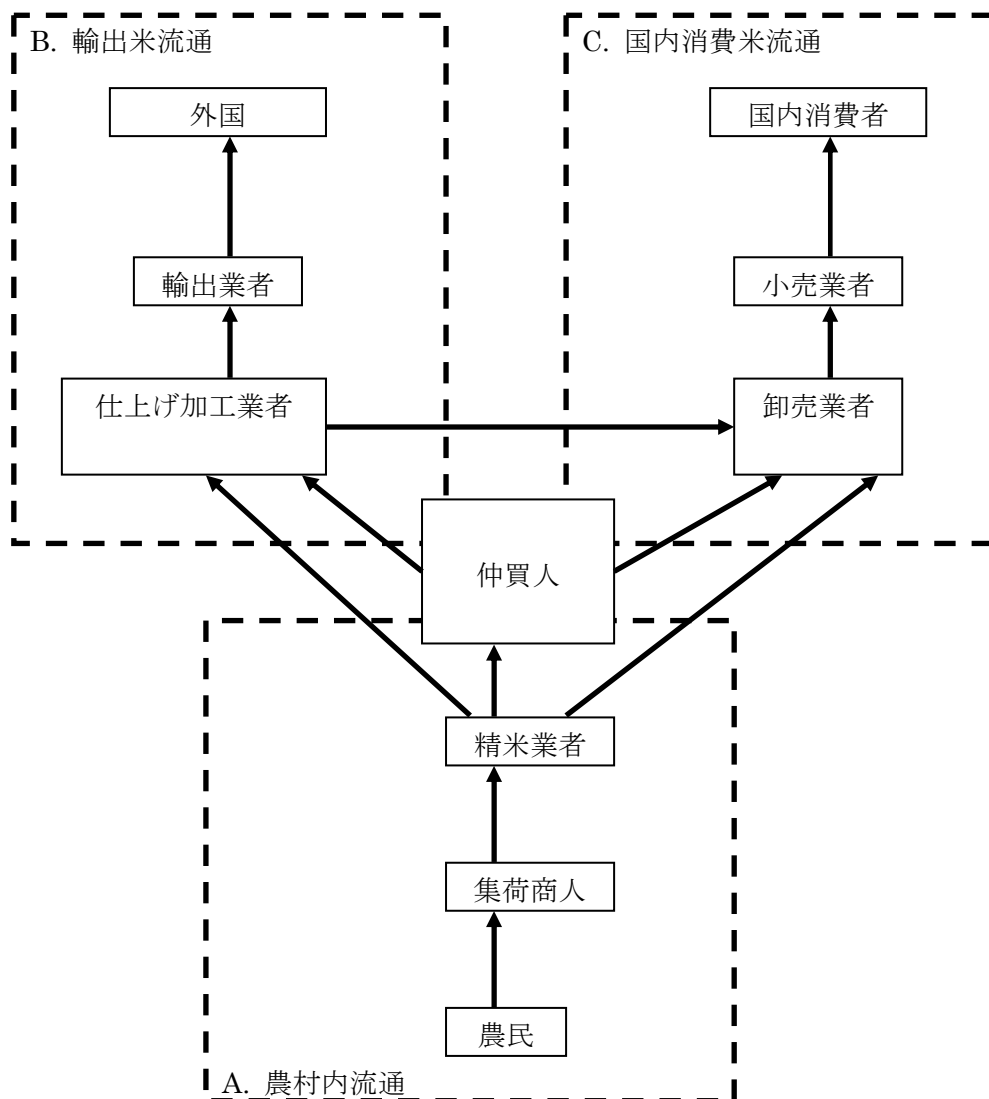
3) コメの国内流通

第 7 図は、ベトナム国内のコメ流通について既存資料（小沢[2004]、坂田[2003]）をもとにできるだけ単純化して図示したものである。

図中 A はコメ生産農家から始まる農村内におけるコメの流通である。ベトナムでは日本のコメ農家や畜産農家のように特定の品目への専作化は進んでいない。多くの農家は自家消費用にコメを栽培し、その上で野菜・畜産・養殖などの複合化を行う。自家消費（家族の食事、家畜の餌、等）を除く余剰米が粃の形で販売され市場に流通する。農家から粃を買い付ける集荷商人も多くは農村内に居住する個人経営者（兼業農家である場合が多い）であり、その買い付けの範囲も 1～2 社（行政村）と非常に狭い。その集荷業者から粃を買う精米業者の多くは精米施設の技術水準が低く、玄米加工までしか行われぬ。また厳密な品質ごとの分別ができないためこの段階では、国内消費用と輸出用との区別はしていない。A 段階におけるアクターはいずれも零細な個人経営であり、その取引は相対によるものである。独占的なアクターが存在しないという点では市場原理が働いているが、相互の流通マージンが低く機械化や在庫調整によるリスクへの対処もできない。

B は輸出米の流通経路である。産地の主要集荷拠点に位置する仕上げ加工業者は、農村内の精米業者から半加工米（玄米）を買い付け、白米への仕上げ加工や袋詰めを行う。その仕上げ加工後に碎米の分別を行う。このコメの品質による分類によって初めて各市場（国内消費用・商業輸出・援助米）へ価格をつけて販売される。そのため輸出用に高品質なコメを求めて生産者を選別するという行動をおこしにくく、輸出業務の国営企業による寡占状態と相まって、輸出米市場の市場原理が貫徹していない状況を作り出している。

C は国内で消費されるコメ流通である。卸売業者が仕上げ加工業者から加工米を仕入れ（彼ら自身が加工精米技術を持つ場合もある）、都市の小売業へ販売する。C 段階における流通は政府における価格統制もなく市場原理によって行われている。これまで高品質米は輸出にまわされる傾向が強かったので国内米価は輸出価格より低い傾向にあった⁽²¹⁾。だが近年都市住民の所得向上によって国内でも高品質なコメが集荷・流通されるようになり、都市部の一般消費者向け末端小売価格が輸出価格を上回るようになった。

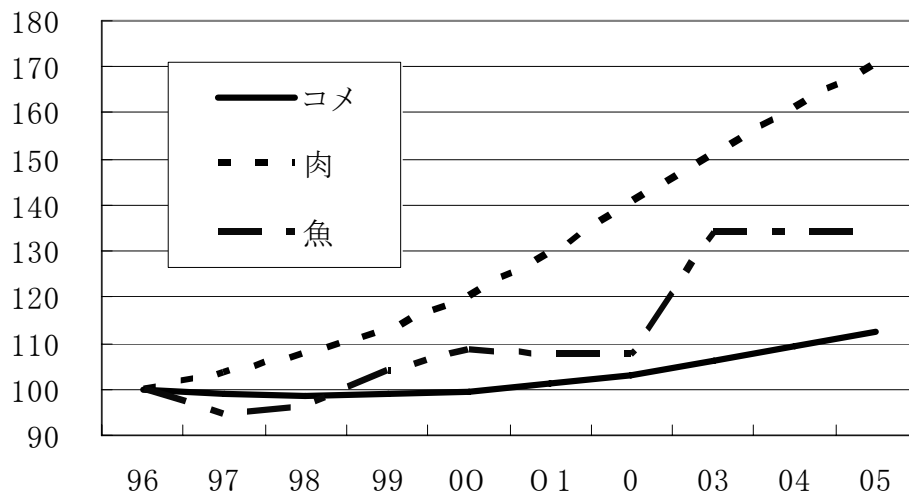


第7図 ベトナムにおけるコメ流通

資料：小沢[2004]，坂田[2003]より筆者作成．

以上ベトナム国内のコメ流通の特徴を要約すると、生産から消費（輸出）まで多くの流通経路が存在し、その度に流通マージンが発生するという問題を生じている。特に精米加工が半加工（粳を玄米に）と仕上げ加工（玄米を白米に）に分断されているのが問題である。そのことが精米技術への投資を妨げる要因となり、ベトナム米の国際市場での低評価の一因になっている。

コメに限らずベトナム農業の抱える大きな問題として加工・流通の未整備が存在する。その解決するため 2000 年 9 号議決では、農業生産現場への新技術導入、農民と契約して農産品販売事業を行う新型合作社（農協）の育成、農村におけるインフラ整備などが今後の重要な政策の目標としてあげられている。



第8図 ベトナムにおける食料消費の変化

資料：FAO[online].

4) 消費動向と輸出への影響

2005 年のベトナムの一人一日あたりのコメ・肉類・魚の消費量は、それぞれ 1893, 261, 39Kcal であり (FAO[online]), 今なお圧倒的にコメが主食であることが分かる。それでは近年の市場経済化はベトナム人の食生活に影響していないのであろうか。第8図は、1996 年を基準 (100) として一人一日あたりのコメ・肉類・魚の消費量の増加をグラフ化した物である。近年肉類や魚の消費量が急激に増えているものの、コメの消費量自体は減少しておらずむしろ微増傾向にあるといえる。コメの消費量の一部が家畜・家禽用の餌として利用されていることを勘案しても、主食であるコメの消費量を減らさないまま肉類・魚の消費量が増加することでベトナム人の食生活が多様化しているといえるだろう。多くの

アジア諸国では経済成長に伴う食の欧米化によって一人あたりのコメ消費量が減少したという事実を踏まえて、ベトナムも今後はコメ消費の減少に向かうという見方が強い（伊東[2007]）。筆者も長期的にはベトナムもその傾向は免れないと思うが、ベトナムの食文化とその保守性⁽²²⁾からその減少はゆるやかであろうと推測する。

ベトナムは今や世界有数のコメ輸出国となったが、コメ生産量に占める輸出割合はわずか15.5%であり、他のコメ輸出国であるタイの59.4%、アメリカが43.0%に対して圧倒的に低い（FAO[online]による2004年の数値より）。そのため国内で不足が生じた場合には輸出量が激減し、世界のコメ市場に大きな影響を及ぼす。最近では2006年に台風および洪水により中部から南部にかけて大きな被害が出た。具体的には500人の死亡者および行方不明者、2900人の負傷者、86,500戸の家屋が損傷もしくは流された。農業面でも130,000ha以上の水田、100,000ha近くの野菜畑、20,000ha以上の養殖池が破損した（TCTK[online]）。このためにコメの生産がわずかに減少したが、その結果輸出量が激減することになった（前掲p66第5図参照）。

また前掲p64第4図にみるようにベトナム農家の圧倒的多数は零細家族経営である。そのため、都市化および工芸作物・養殖の発展による水田の転作、農村兼業化や都市への人口移動による担い手不足という今後起こりうる事態を想定すれば、計画通りに順調に輸出が拡大するかは疑問である。

3. 国際化対応

ベトナムは加盟申請から12年をかけてWTO加盟を果たした（「2.（1）2）国際社会参入の過程と現代の農業発展戦略」（p63）参照）が、このように長期にわたった一因はWTOの新規加盟交渉手続きの煩雑さにある。WTOへの加盟申請が行われた場合、既存加盟国と加盟申請国が作業部会（Working Party）を設置し、申請国の国内制度がWTO整合的かを審査する。この多国間交渉と並行して二国間交渉も行われる。ここでは申請国との交渉を希望する既存加盟国が申請国の制度改革を要求して交渉する。二国間で合意された内容は最恵国待遇原則に基づき全ての既存加盟国に適用される。これらの交渉を踏まえて作成された加盟文書が作業部会の全加盟国、次いで一般理事会もしくは閣僚会議の3分の2以上の賛成によって採択されて、やっと加盟決定となる（藤田[2006]）。加盟交渉において議論されるのは申請国側の制度のみであり、WTO加盟のために申請国は一方的に譲歩（非関税措置の関税化や関税率引き下げ等）しなければならないことになる。

本節では、WTO加盟交渉によってベトナムの農業関連制度がどのように議論されどう改正されたのかを、「（1）国内助成」「（2）輸出制度」「（3）輸入制度」に分けて報告する。なおベトナムの通貨単位はドン（Dong）であり、1米ドルがおよそ15,000ベトナムドンに相当する。

（１）WTO 農業協定と国内助成措置

WTO 農業協定⁽²³⁾は、削減対象とならない「緑の政策（Green Box）」・「青の政策（Blue Box）」・途上国への「特別のかつ異なる待遇（Special and Differential treatment）」と削減対象となる「黄色の政策（Amber Box）」を定めている。以下各政策ごとにベトナムの現状と対応を記す。

「緑の政策」とは、WTO 農業協定附属書二に定められた貿易・生産に影響を及ぼさない助成である。第 9 表は、ベトナムが WTO 加盟作業部会へ提出したベトナムの「緑の政策」の各分類と支出内訳である。支出の中で最も大きいのが「(a)(iv)基盤整備」で約半分を占める。次いで、条件不利地域への援助、自然災害の救済となっている。

「青の政策」とは、WTO 農業協定第 6 条 5 項に規定されている生産制限を伴う直接支払いのことである。ベトナムではこの政策は行われていないため、WTO 加盟交渉でも問題とならなかった。

「特別のかつ異なる待遇」とは、先進国に比べて途上国が、市場アクセスや国内規制改善措置期限や程度を特別に免除される、あるいは技術支援を受けられるという趣旨の WTO 各協定上の文言である。農業協定においても第 15 条において明記されている。さらに第 6 条 2 項には、途上国における「農業について一般的に利用可能な投資に係る補助金」・「収入の低い又は資源の乏しい生産者にとって一般的に利用可能な農業生産に投入される要素に係る補助金」・「麻薬となる不法な作物からの転作を奨励するための生産者に対する国内助成」は削減対象とはならないと定められている。第 10 表は、ベトナムが WTO 加盟作業部会へ提出したこれら 3 種の助成の解説と支出内訳である。このうち(a)「投資に係る補助金」の助成を担っていたのが 1999 年に設立された開発支援基金（Quy Ho Tro Phat Trien）である。開発支援基金は、重要な経済プロジェクトおよび条件不利地域の開発において優遇金利貸付・利子補給・債務保証の 3 業務を行っていたが、2006 年 5 月 19 日付け首相決定 108 号（CPVN[2006b]）によってベトナム開発銀行（Ngan Hang Phat Trien Viet Nam）に改組されて貿易保険などの業務も行うようになった。(b)「収入の低い又は資源の乏しい生産者への補助金」を担うのが、社会政策銀行（Ngan Hang Chinh sach Xa hoi）である。社会政策銀行は貧困世帯への政策的低利貸付を行っていた貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）を改組して 2002 年に設立された国営銀行で、貧困世帯融資に加えて各種政策融資（条件不利地域への優先的貸付、農村の水質改善、学生への奨学金など）を手がけている。利息は市場金利より大幅に低く、その主な資金源は政府からの補助である（岡江[2004]）。ベトナムが途上国として「特別のかつ異なる待遇」を受ける農業に関する国内助成は上記の 2 つで 99%以上を占め、(c)「麻薬となる不法な作物からの転作奨励」はごくわずかである。

上記のいずれにも含まれないのが「黄色の政策」と呼ばれ、削減対象となる。この削減対象となる国内助成合計量（Aggregate Measurement of Support : AMS）は、品目ごとの市場価格支持相当額の総計と品目が特定されない国内助成額の合算によって計算される。ただし品目ごとの生産総額（品目が特定されない助成は農業生産総額）の 5 %（途上国は 10%）

第9表 ベトナムの「緑の政策」(1999～2001 年の平均)

助成措置の型	説明	年間支出額 (十億ドン)	割合 (%)
(a)一般的な役務			
うち(i)研究	農業研究システムの運営への支出 ¹	301	2.4
(ii)訓練に関する役務	農業に関する職業訓練機関の設立・維持・発展への支出	255	2.1
(iii)普及及び助言に関する役務	農業普及及び助言に関する役務供与のための全国網の設立・維持への支出 ² 。動植物の種の品質向上。	1,084	8.8
(iv)基盤整備に関する役務	農業分野における灌漑システム・水の供給施設・排水に係る建造物の建設・維持・発展への支出	5,714	46.3
(v)有害動植物及び病気の防除	動植物の保健に関する事業への支出(衛生保護および警報, 有害動植物及び病気の監督防除, ワクチンの供与, 等)	263	2.1
(b)食糧安全保障のための公的備蓄	国家備蓄局の監督下で行われる食糧安全保障に係る商品の備蓄の形成及びその保有運営に関する事業への支出 ³	1,037	8.4
(c)国内における食糧の援助	遠隔地・山岳地等の条件不利地域における飢餓救済のための食糧の配布に関する活動への支出	125	1.0
(d)生産に関連しない収入支持		0	0.0
(e)収入保険及び収入保証に係る施策		0	0.0
(f)自然災害に係る救済のための支払	自然災害に見舞われた地域の農民の生活安定・生産回復を援助することを目的とする基本的な必需品の供与に関する支出。干魃・洪水に見舞われた土地における損失対策への支出。被災農民が生産を継続するために種子・動物医薬品・殺虫剤等を購入する際の金銭的援助。	1,652	13.4
(g)生産者の廃業に係る施策による構造調整援助		0	0.0
(h)資源の使用の中止に係る施策による構造調整援助	生産性が低く持続的でない作物から養殖への転換支援	44	0.4
(i)投資援助を通じた構造調整援助	代替作物の開発支援	208	1.7
(j)環境に係る施策		0	0.0
(k)地域の援助に係る施策	遠隔地・山岳地等の条件不利地域である 1500 社(行政村)への優先的な投資	1,663	13.5
(l)その他		0	0.0
合計		12,345	100.0

資料：本表は WTO[2006a]。下記注は BNNPTNT [2005]。

注。 1) 支出額の約半分が農業農村開発省付属の研究機関によるものである。

2) 1993 年に農業普及システムが確立し、現在は中央・省・県の 3 つの行政レベルにそれぞれ普及機関が存在している。

3) 年間 500,000t のコメが国家によって備蓄されている。

の助成額はデミニミス（de minimis）として AMS 算定から除外される。第 11 表は、ベトナムが WTO 加盟作業部会へ提出した各品目の AMS（デミニミス適用前、10%のデミニミス、デミニミス適用後）と総合 AMS を 1999～2001 年に行われた助成から算出したものである。表から読み取れるように、AMS の品目別算出でデミニミス 10%水準で控除して総合 AMS への算定に含められる品目は砂糖のみであり、品目が特定されない助成（灌漑利用のための電気料金の補助および灌漑費の補助）はデミニミス 10%水準で控除した場合はゼロになる。品目が特定された国内助成は基礎農産品の生産総額の 10%以内であれば削減対象とならないという農業協定第 6 条 4 項により、ベトナムはこれ以上の削減は WTO 加盟交渉で求められなかった。

上記のように砂糖が国内助成の中心であった。この背景には「1.（1）地理的環境」（p51～52）で前述したように砂糖は国内貧困地域で多く栽培されているという事情があり、砂糖には輸入数量制限も課されていた（後述「3.（3）1）(ii) 輸入数量制限措置の廃止」（p81）参照）。かつて価格安定基金（Quy Binh On Gia）は、市場価格が急落した場合に砂糖を購入する企業へ補助金を出すことによって砂糖生産を保護してきた。しかし同基金が 1999 年に輸出報奨基金と統合して輸出助成基金となってからは補助金は輸出業者に支出されるようになった。代わって 2000 年からは砂糖部門へ投資する企業への利子補給が国庫から行われるようになった。さらに 2004 年 3 月 4 日付け首相決定 28 号（CPVN[2004]）によって、砂糖を製造する工場・企業に対して、様々な支援策（付加価値税免除、開発支援基金からの優遇金利による融資など）が打ち出された。

**第 10 表 ベトナムが「特別のかつ異なる待遇」を受ける農業に関する国内助成
(1999～2001 年の平均)**

助成措置の型	説明	年間支出額 (十億ドン)	割合 (%)
(a) 農業について一般的に利用可能な投資に係る補助金	条件不利地域での特別な投資活動における利子補給（市場金利と優遇金利の差は政府が補填）	850	42.5
(b) 収入の低い又は資源の乏しい生産者にとって一般的に利用可能な農業生産に投入される要素に係る補助金	短期の低利貸付。条件不利地域への必要物資の輸送の補助	1,142	57.1
(c) 麻薬となる不法な作物からの転作を奨励するための生産者に対する国内助成	動植物の種の供与。農業技術普及。不法なアヘンやケシから他の作物への転作を支援するための行政コスト。	7	0.4
合計		1,999	100.0

資料：WTO[2006a]。

第 11 表 ベトナムの「黄色の政策」の AMS（国内助成合計量）
（1999～2001 年の平均）

	デミニミス適用前	10%のデミニミス	デミニミス適用後
(1) コメ	30	6,788	0
(2) 砂糖	3,962	663	3,962
(3) 綿花	8	13	0
(4) 豚肉	1	2,488	0
品目総計	4,001		3,962
品目が特定されない助成	1,188	12,924	0
総合 AMS			3,962

資料：WTO[2006a].

注：単位は十億ドン。

（２）WTO 加盟に伴う輸出制度の改正

１）輸出補助金の撤廃

1998 年にベトナムは国際的な農産物市場の低迷への対策として輸出補助金制度を導入し、その実行のために輸出報奨基金（Quy thuong xuat khau）を設立した（CPVN[1998b]）。同基金は 1999 年には価格安定基金（Quy Binh On Gia）と統合し、輸出助成基金（Quy ho tro xuat khau）となった（CPVN[1999]）。同基金の原資は輸出入課徴金と国庫支出であったが、課徴金の多くが廃止されるにともない年々国庫への依存度が高まってきた（WTO[2006b]）。

2002 年 1 月 2 日付け商務相 2 号決定（BTM[2002]）によると、同基金による輸出補助金の受給対象となるのは下記の輸出業者である。

- ①ベトナム国内産で初めて外国市場に輸出される物品もしくは新市場へ輸出される物品を年間 100,000 米ドル以上（山地・離島の条件不利地域は 50,000 米ドル以上）輸出した業者
- ②対昨年度 20%以上増でかつ絶対額 400,000 米ドル以上（条件不利地域は 15%増以上で 200,000 米ドル以上）の輸出額を輸出した業者
- ③海外での展覧会や国際見本市での表彰あるいは国際機関からの証明書等を受けた高品質な物品を輸出した業者
- ④原料価値の 60%以上を国内産が占める加工品もしくは多くの労働力を吸収する物品（手工芸品・農林水産物・縫製・靴など）を年間 10 百万米ドル以上（手工芸品・果物・豚肉の場合は 3 百万米ドル以上）輸出した業者
- ⑤輸出割当分以外で年間 50 百万米ドル以上輸出した業者

第 12 表 1 米ドルの輸出に対して支払われる特別輸出報奨金（単位：ドン）

年次		2001	2002	2003
報奨金の支払い方式		全ての業者に各品目の輸出総金額に対して		2002 年からの増額分に対して
コメ		180	180	300
野菜・果実	缶詰	野菜：500 果実：400	400	1000
	生鮮・乾燥・半加工		100	
コーヒー	原料の豆	220	220	300
	インスタント・粉		100	
豚	生まれたばかりの子豚	280	280	1000
	生育途中の豚	450		
	豚肉の切り身	900	900	
その他家畜・家禽の肉			100	1000
茶			220	1000
ピーナッツ			100	300
カシューナット（未加工を除く）			100	300
コショウ			100	300
手工芸品			100	300
籐・竹製品			100	300
プラスチック製品			100	300
機械製品			100	300
淡水魚（basa, tra 種*）				300

資料：BTM[2003b][2003c], WTO[2003].

注. basa, tra 種はナマズの種類.

支給される輸出補助金の額は、上記①は輸出金額の 1 %（最大 150 百万ベトナムドン）、②④⑤は上位 10 位の業者がそれぞれ 50～100 百万ドン、③は業者ごとに 40 百万ドンである。なお一つの業者の受給する補助金は 300 百万ドン以内とされている。

上記の通常の輸出補助金以外に特別輸出報奨金制度も輸出助成基金から支給される。第 12 表に 2001～2003 年の特別輸出報奨金の支給対象品目をまとめた。2001 年にはコメ・野菜および果実の缶詰・コーヒー・豚の輸出金額に対して支給された（例えばコメは 1 米ドルの輸出金額あたり 180 ベトナムドンの報奨金）。2002 年にはさらに品目が追加され、こ

れまでの対象品目も区分が変わった（例えば 2001 年はコーヒーはすべて輸出 1 米ドルあたり 220 ドンの報奨金だったのが、『原料の豆』と『インスタントおよび粉』に区分して前者に 220 ドン、後者に 100 ドンと支給額を変えた）。2002 年までは各業者にそれぞれの品目の輸出総額から報奨金を計算していたが、2003 年には各品目を 2002 年より輸出額を増加させた業者に対して、増額分に対して報奨金を支給する方式に切り替えた。

GATT ウルグアイ・ラウンド（1986～94 年）農業交渉の最大の争点は EU の輸出補助金であり、結局輸出補助金の漸次削減は合意に至り WTO へ引き継がれた。前述の通りベトナムが輸出補助金制度を導入したのは WTO 発足後の 1998 年であり、ベトナム政府自身は輸出補助金は少額であり WTO 整合的であると考えていた。事実 WTO 農業協定第 9 条は輸出補助金の削減を規定しているものの、輸出補助金そのものを即時に禁止しているわけではない。だが WTO 加盟交渉の中で輸出補助金の即時撤廃を既存加盟国に要求され、ベトナムは加盟後にはいかなる形でも輸出補助金は支給しないことに合意させられた⁽²⁴⁾（WTO[2006b]）。

2）輸出規制の改正

現在の輸出禁止品目および輸出規制品目は、2006 年 1 月 23 日付け政府議定 12 号（CPVN[2006a]）において定められている。農林水産物の禁止品目として①国内自然林由来の丸太および製材②政府が定めたリスト（2002 年 4 月 22 日付け政府議定 48 号）に記載された希少価値のある野生動植物および動植物種子③国際組織との取り決め（「レッドブック」）に記載されている絶滅のおそれがある野生生物④希少価値のある水産物、があげられている。また輸出規制品目として①ワシントン条約に規定された絶滅のおそれがある野生生物②希少価値のある動植物種子（農業農村開発省が別途リスト作成）③国内自然林由来の木材や薪から作った薪および木炭④水産省作成リストによる水産品種及び稚魚、があげられている。これらはいずれも GATT 第 20 条「一般的例外」g 項「有限天然資源の保存に関する措置」にあたるものであり、生産保護の理由に依るものではない。

かつてコメなどの品目では輸出割当が行われていたが 2001 年に廃止された。だが現在でもコメに関しては国内の需給動向から一時的に輸出禁止措置をとることがありうる。また輸出業務に関しては制度上は自由化されているが、実質的には国有企業が圧倒的なシェアを占めている（前述「2.（2）2）コメ輸出の仕組み」（p69～70）参照）。この輸出業務における国有企業の寡占状況は WTO 加盟交渉においても既存加盟国から懸念が表明されている（WTO[2006b]）。

第 13 表 2008 年における農林産物輸出関税

HSコード (4桁)	品目名	税率
	第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びに これらの蒸留物，歴青物質並びに鉱物性ろう	
2701	石炭及び練炭，豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	10%
	第 44 類 木材及びその製品並びに木炭	
4403	木材(粗のものに限るものとし，皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)	5%
4404	たが材，割ったポール，木製のくい(端をとがらせたものに限るものとし，縦にひいたものを除く。)，木製の棒(つえ，傘の柄，工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし，ろくろがけし，曲げ又はその他の加工をしたものを除く。)及びチップウッドその他これに類するもの	5%
4406	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	10%
4407	木材(縦にひき若しくは割り，平削りし又は丸はぎしたもので，厚さが 6mm を超えるものに限るものとし，かんながけし，やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。)	10%
4408	薄板及び合板用単板(はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。)並びにその他の木材(縦にひき，平削りし又は丸はぎしたものに限る。)(厚さが 6mm 以下のものに限るものとし，かんながけし，やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。)	10%
4409	さねはぎ加工，溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし，かんながけし，やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。)	10%
4415	木製のケース，箱，クレート，ドラムその他これらに類する包装容器，木製のケーブルドラム及び木製のパレット，ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	10%
4416	木製のたる，おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品(たる材及びおけ材を含む。)	10%
4418	木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル，組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。)	5～10%

資料：BTC[2007].

3) 輸出関税の改正

かつて食料安全保障の観点から国内米価を国際価格を下回る水準へ政策誘導するためにコメに輸出関税が課せられていたが 1999 年に廃止された。現在の輸出関税（2008 年 1 月 1 日より適応）は 2007 年 12 月 20 日付け財務相決定 106 号（BTC[2007]）によって規定されている。この中で輸出関税がかけられているのは鉱物資源・牛や馬の生皮など、上記の輸出制限と同様に有限天然資源にあたる品目である。農林水産物にあたるものとしては石炭や林産物に属するいくつかの品目に輸出税が課せられている。第 13 表はこれらの品目を HS コード⁽²⁵⁾ 4 桁ごとに分類して税率を表したものである。なお 2007 年までは『剥いていないカシューナット』（HS コード:0801.310000）に 4 %かけられていたが（BTC[2006]），上記の 2007 年財務相決定 106 号によって 2008 年からは無税となり，現在食料には一切輸出関税が課せられていない。

(3) WTO 加盟に伴う輸入制度の改正

WTO 加盟交渉に際してベトナムは WTO に整合的でない非関税措置の関税措置へ置き換えや関税引き下げなどの譲歩を強いられた。以下 WTO 加盟交渉に伴う非関税措置の改正・関税割当の導入・輸入関税引き下げについて解説する。

1) 非関税措置の改正

WTO 加盟前に行われていた各非関税措置がどのように改正されたか，また現在どのような非関税措置が行われているかについて解説する。

(i) 輸入禁止措置の改正

かつてベトナムの輸入禁止品目⁽²⁶⁾のうち，唯一の農林水産品としてたばこ類が存在した。ベトナム政府は GATT20 条「一般的例外」b 項「人，動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」に該当すると主張していたが（BNNPTNT [2005]），国内でベトナム企業および合弁企業がたばこを製造・販売している事実からこの禁止措置の正当性は証明できず，関税割当措置を含む関税化を受け入れざるを得なくなった。

(ii) 輸入数量制限措置の廃止

砂糖は沿岸地域（北部沿岸地域および南部沿岸地域）や中部高原といった比較的貧困な地域で多く栽培されているという事情（「1. (1) 地理的環境」（p51～52）参照）から，2005 年まで輸入割当が適用されており，商務省から輸入許可証を得た業者のみ輸入が出来ることになっていた。また精製植物油も 2001 年まで輸入許可証が必要であった（CPVN[2001]）。だが WTO 加盟交渉の過程でこれらの輸入数量制限措置が WTO 農業協定第 4 条「市場アクセス」に違反するとみなされ，廃止となった。

(iii) 国内価格に基づく関税評価の改正

かつてベトナムは、いくつかの物品について国内の物価安定のために最低価格を設定し、その価格以上になるように輸入関税も設定されていた。2000 年 10 月 10 日付け財務相決定 164 号 (BTC[2000]) ではこれらの各品目の最低価格が設定され、うち農林水産品は飲料品のみであった（たとえばビールは 0.8 米ドル/リットル）。さらに 2001 年 12 月 18 日付け財務相決定 136 号 (BTC[2001]) でたばこにも最低価格およびそれに伴う関税が設定された。

これらの関税措置は GATT 第 7 条「関税上の評価」に違反する貿易歪曲的であるとの批判を受け、2002 年 6 月 6 日付け政府議定 60 号 (CPVN[2002]) によって国内物価ではなく関税を課せられる輸入貨物の価格をもとにした関税が課せられるようになった。

(iv) 現存する輸入規制

現在の輸入禁止品目および輸入規制品目は、2006 年 1 月 23 日付け政府議定 12 号 (CPVN[2006a]) において定められている。前述のように現在では農林水産物では輸入禁止品目はない。輸入規制品目としては、①ベトナム国内に生息していない動植物種子および昆虫（検査が必要）②研究・技術普及用の動植物遺伝子及び微生物（輸入許可書交付）③ワシントン条約に規定された絶滅のおそれがある野生生物（農業農村開発省が別途規制）、となっている。さらに農林水産業に関わるものとして、医薬品・殺虫剤・肥料・飼料もベトナムで初めて使用されるものは検査が必要とされる。いずれも生産保護の理由に依るものではない。

2) 関税割当の導入

関税割当制度 (Tariff Rate Quota) とは、特定品目の輸入に関しては一定数量まで低関税（一次関税）を適応し、当該数量を超える場合には高関税（二次関税）を適用する制度である。WTO 体制下では、関税割当制度は特定の国を差別的に扱わないことを条件に認められている。

ベトナムは 2003 年 5 月 9 日付け首相決定第 91 号 (CPVN[2003]) によって関税割当制度の導入が決定された。この決定の後、『たばこの葉』(HS コード 2401)・『塩』(同 2501)、『綿』(同 5201, 5202, 5203) が 2003 年 8 月から (BTM[2003a])、『ミルク』(同 0401)・『濃縮ミルク』(同 0402)・『家禽の卵』(同 0407)・『とうもろこし』(同 1005) が 2004 年 1 月から (BTM[2003d])、関税割当制度が適用された。

この時期はすでに WTO 加盟交渉が本格化している時期に当たり、ベトナム政府は上記の措置は WTO 整合的であり、この問題で譲歩が必要であるとは考えていなかったはずである。しかし実際には交渉の過程で導入したばかりの関税割当制度も修正を余儀なくされた。2005 年 3 月には上記 7 品目のうち、『ミルク』・『濃縮ミルク』・『とうもろこし』・『綿』の 4 品目の関税割当を廃止することが決定された (BTC[2005])。

第 14 表 加盟交渉で合意した WTO 加盟後の関税割当

HS コード	品目名	最恵国関税	割当量	割当内関税
0407.009	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限り、ふ化用のものは除く)	80 %	加盟時 30,000 ダース (年 5%増加)	40%
1701.11	甘しや糖(固体のものに限る。)	加盟時 100% (2010 年までに 85%)	加盟時 55,000t (年 5%増加)	30% (2009 年までに 25%)
1701.12	てん菜糖(固体のものに限る。)	100%	加盟時 55,000t (年 5%増加)	50%
1701.91	香味料又は着色料を加えたもの(固体のものに限る。)	100%	加盟時 55,000t (年 5%増加)	60%
1701.99	精製砂糖(固体のものに限る。)	加盟時 100% (2012 年までに 85%)	加盟時 55,000t (年 5%増加)	60%
2401 (下記 2401.3010 以外)	たばこ(製造たばこを除く。) 及びくずたばこ (たばこ茎を除く)	100%	加盟時 31,000t (年 5%増加)	30%
2401.3010	たばこ茎	80%	加盟時 31,000t (年 5%増加)	15%
2501.0010	食卓塩	60%	加盟時 150,000t (年 5%増加)	30%
2501.0021 2501.0029	岩塩	60%	加盟時 150,000t (年 5%増加)	30%
2501.0031	純塩	50%	加盟時 150,000t (年 5%増加)	10%
2501.0032 2501.0033 2501.0090	その他の塩	50%	加盟時 150,000t (年 5%増加)	15%

資料：WTO[2006c].

WTO 加盟後も『家禽の卵』・『たばこの葉』・『塩』の関税割当は維持され、さらにそれまで輸入数量制限（輸入割当）に守られてきた固形砂糖（同 1701。）にも関税割当が適用されることになった。WTO 加盟の約束により決まった各品目の関税割当を第 14 表にまとめた。例えば、『家禽の卵』（正確には『殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限り、ふ化用のものは除く』：HS コード 0407.009) では、WTO 加盟時には 30,000 ダースまでは 40%の一次関税が適応され、それを超える分は最恵国関税である 80%が適応される。そして一次関税が適応される割当量は年 5%ずつ増加し、最終的には全輸入量に対して 40%の関税が適応される。

3) 最恵国関税率の引き下げ

GATT およびそれを引き継いだ WTO の最も重要な原則は最恵国待遇の原則（GATT 第 1 条）である。ベトナムが WTO 加盟を目指したのも、加盟によって既存加盟国へ最恵国関税率で輸出が可能になるからである。既存加盟国からベトナムへの輸出も同様である。ベトナムには 3 種類の輸入関税率が存在する。最も税率が低いのがベトナムが参加する AFTA（アセアン自由貿易地域）の共通効果特惠関税率である。次に低いのが最恵国関税率である。そして最も高いのが最恵国待遇が与えられていない国への一般関税率であり、税率は最恵国関税率の 1.5 倍と設定されている。ベトナムは WTO 加盟によって、既存加盟国からの輸入品にはすべて加盟交渉で合意した最恵国関税率以下の税率を適応し、多くの品目については加盟後さらに税率が引き下げるようになった。

第 15 表は農林水産物（HS コード 4 桁順）の輸入関税率について、①WTO 加盟前の最恵国関税率（2003 年 7 月 25 日付け財務相決定 110 号（BTC[2003]）及びその修正（BTC[2004a] [2004b]）による税率）、②WTO 加盟交渉の約束による加盟時の最高税率・最終的な最高税率・その実施期限年（WTO 加盟文書の一部である関税譲許表（WTO[2006c]）に記載）、③2008 年 1 月 1 日から適応されている最新の最恵国輸入関税率（2007 年 12 月 20 日付け財務相決定 106 号（BTC[2007]）による税率）、を対照させたものである。なおこの表では日本の農林水産省及びベトナムの農業農村開発省の所管品目を取り上げた。例えば、たばこ（HS コード第 24 類）・塩（第 25 類）・ゴム（第 40 類）は日本では農林水産省の所管品目ではないが、ベトナム農業農村開発省の所管品目であるので取り上げている。ゴムは「2.（1）3）農業生産・輸出の現状」（p64～66）で前述したように主要な輸出産品であり、塩・たばこは前述のように関税割当の対象になっておりベトナムのセンシティブ品目である。各品目を加盟前の関税率ごとにまとめると、以下のようになる。

(i) 無関税の品目

これは、繁殖用動物種（HS コード第 1 類、第 3 類 0301・0306、第 5 類 0511）、播種用植物種（第 7 類 0701・0703・0713、第 10 類 1005・1006、第 12 類 1201・1202・1209・1212）が該当する。これらは農畜水産物の繁殖用のために輸入され、ベトナムでは十分に生産していない品目である。

(ii) 関税率 1 %～10 %の品目

これは、繁殖用以外の家畜（第 1 類）、骨・内臓等の家畜副産物（第 5 類）、種子以外の穀物の多く（第 10 類）、植物性の油脂の粗油（第 15 類 1507～1515）、ゴム類の多く（第 40 類）、木材の多く（第 44 類）等が該当する。

低関税なこれらの品目の多くは、ベトナムでの生産に優位がある物である。但しこれらと同類の品目中でも、一部には高関税が課せられているものもある。例えば植物性の油脂（第 15 類）の中でも精製油は加盟前には 40～50%程度の高関税が課せられていた。またゴム類（第 40 類）及び木材（第 44 類）はベトナムの主要な輸出産品であるが、その製品の中には加盟前に 30～50%程度の高関税が課せられているものもあった。これら高関税の品目は付加価値をつけるための設備を要する品目であり、ベトナムでの生産に優位性がないためである。これらの品目は加盟後に関税引き下げを行う約束をしている。例えば大豆由来の精製油（第 15 類 1507）は加盟前は 50%，加盟時（2007 年）に 30%，さらに最終的には 2010 年までに 15%までに引き下げること約束している。

なおコメ（第 10 類 1006）に関してはベトナムは世界的な生産・輸出国であるが、播種用もみ以外に 40%の高関税が課せられているのは食料安全保障の理由によるものである。またこのためコメは WTO 加盟後の関税引き下げは行わずに済んでいる。

(iii) 関税率 10～30%の品目

肉類（第 2 類）、繁殖用稚魚を除く魚（第 3 類）、生鮮もしくは冷蔵野菜（第 7 類）、煎っていないコーヒー（第 9 類 0901）、香辛料（第 9 類 0904～0910）等が該当する。比較的低関税なこれらの品目は、比較的ベトナムでの生産に優位がある物である。

だがこれらの品目の中にも加盟後に大幅に関税を引き下げる約束をしているものもある。例えば、肉類では冷凍豚肉（第 2 類 0203。加盟前及び加盟時 30%→最終的に 15%）、魚類では、生鮮もしくは冷蔵のます・さけ（第 3 類 0302。30%→10%）・まぐろ・さば・さめ（第 3 類 0302。30%→15 %）・海産魚（第 3 類 0302。30%→12%）、そして冷凍魚類のほとんど（第 3 類 0303。30%→10～15%）、野菜では冷凍ばれいしょ（ジャガイモ）（第 7 類 0710。加盟前 30%→加盟時 20%→最終的に 10%）である。冷蔵・冷凍施設が十分に整備されていないためこれらの品目は以前は高関税によって保護されていたが、WTO 加盟交渉の中で、これらの生産・輸出国である既存加盟国からの要請によって関税引き下げに応じざるを得なかった。

なおコーヒー（第 9 類 0901）はベトナムの主要な輸出産品であるが、そのうち煎ったものに関しては、加盟前は 50%もの高関税が課せられていた。これは加盟時（2007 年）に 40%に、さらに最終的には 2011 年までに 30%まで引き下げを行うことを約束している。これもまた設備が充分でないために保護のため高関税が課せられていたものである。

(iv) 関税率 30～50%の品目

果物の多く（第 8 類）、茶・マテ（第 9 類 0902, 0903）、ソーセージ等の肉・魚の調製品

(第 16 類)、パスタやパン等の穀物調製品の多く (第 19 類)、野菜・果実・ナット等の植物の部分の調製品の多く (第 20 類)、ソース・スープ・アイスクリーム等の調製食料品の多く (第 21 類)、等が該当する。

これらの品目は、生産設備が不十分なことからベトナムでの生産に優位がないため高関税によって保護されていたが、既存加盟国からの要請で WTO 加盟後に関税引き下げを行うこととなっている。

(v) 関税率 50～100%の品目

アルコール等の飲料品の多く (第 22 類) が該当する。これらは付加価値をつけるための設備を要する食品工業であり、他の工業製品と同様ベトナムでの生産に優位がない品目である。それに加えて嗜好品という理由もあって、従来これらの品目には高関税が課せられてきた。しかし、これらの品目も WTO 加盟後に関税引き下げを行うことになった。

特に下落幅が大きいのがビール (2203) で、加盟前は 100%もの高関税が課せられていたが、加盟時 (2007 年) に 65%に、さらに最終的には 2012 年までに 35%まで引き下げを行うことを約束している。

WTO 加盟に伴う最恵国関税率の引き下げは以下のことを示唆している。ベトナムは農林水産物の輸出国ではあるが、加工・冷蔵冷凍を行う設備が不十分なために調製品や冷蔵冷凍品等には生産に優位がない。これらはむしろ WTO 加盟後の関税引き下げによって輸入を伸ばす可能性が大きい。WTO 加盟はベトナム農業にとって大きなチャンスであると同時に、国内の加工・流通体制を性急に整備しなければ大きなピンチにも転じ得るものである。

おわりに

ベトナムは 1980 年代からの経済自由化政策によって、今や世界第 2 位のコメ・コーヒー輸出国、世界第 1 位のコショウ輸出国に躍り出た。2007 年 1 月の WTO 加盟によってますます国際市場との結びつきを強めようとしている。WTO 加盟一年を経たベトナム経済は GDP・輸出金額とも計画以上の達成を示し (1. 基本情報)、農業分野に関しても生産額・輸出金額とも増加している (2. 国内動向) ことから、WTO 加盟が経済発展にプラスに作用したとひとまずは評価できるであろう。だが WTO 加盟があらゆる面でベトナム農業にとって有利に働くわけではない。WTO 加盟はこれまで保護されていた品目の関税化や関税引き下げなどに同意させられる等 (3. 国際化対応)、痛みをも伴うものであった。大規模な設備投資を要する加工製品に関しては海外からの輸入品との競合が今後待ち受けており、加工・流通部門の強化などの対策が急務である。

第15表 WTO 加盟に伴う最恵国関税率の変化

第1類：動物（生きているものに限る。）

（単位：％および年）

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の関税率	WTO 加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008 年の関税率
			加盟時（2007 年）の 関税率	最終的な関税率（数値の無い ものは引き下げ無し）	実施 期限年	
0101	馬，ろ馬，ら馬及びヒニ（生きているものに限る。）	『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5	『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5			『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5
0102	牛（生きているものに限る。）	『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5	『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，牛が 10，水牛が 5， その他が 5			『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5
0103	豚（生きているものに限る。）	『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5	『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5			『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5
0104	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5	『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5			『純粋種の繁殖用のもの』 が 0，その他が 5
0105	家禽（鶏（ガルルス・ドメスティクス），あひる，がちょう，七面鳥及びほろ鳥で，生きているものに限る。）	『繁殖用のもの』が 0，その他が 5	『繁殖用のもの』が 0，『1羽の重量が 185 グラム以下の鶏（繁殖用を除く）』が 20→10	『1羽の重量が 185 グラム以下の鶏（繁殖用を除く）』が 20→10	2012	『繁殖用のもの』が 0，その他が 5
0106	その他の動物（生きているものに限る。）	5	5			5

第2類：肉及び食用のくず肉

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束		2008 年の関税率
			加盟時 (2007 年) の 関税率	最終的な関税率 (数 値の無いものは引き下 げ無し)	
0201	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。)	20	『枝肉及び半丸枝肉』が35, 『その他の骨付き肉』・『骨付 きでない肉』が20	35→30 (『枝肉及び半丸枝 肉』, 20→14 (『骨付きで ない肉』)	15
0202	牛の肉(冷凍したものに限る。)	20	20	14 (『骨付きでない肉』のみ)	15
0203	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍した ものに限る。)	30	30	30→25 (『生鮮のもの及び 冷蔵したもの』, 30→15 (『冷凍したもの』)	25
0204	羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は 冷凍したものに限る。)	20	10	7	9
0205	馬, ろ馬, ら馬又はヒツジの肉(生鮮のもの 及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	20	10		10

第2類：肉及び食用のくず肉（続き）

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008年の関税率
			加盟時（2007年） の関税率	最終的な関税率（数値の無い ものは引き下げ無し）	実施 期限年	
0206	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ち馬又はヒナメーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	20	10-15	15→8 (10 のものは引き下げ無し)	2011	15→13 (10 のものは引き下げ無し)
0207	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	20	15-40			15
0208	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	20	10-20	5-10	2009-2012	7-10
0209	家きんの脂肪及び豚の筋肉層の脂肪を抽出しない方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬し、乾燥し又はくん製したものに限る。)	20	20	10	2012	18
0210	肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬し、乾燥し又はくん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	20	20	一部は 10-15	2010-2012	18-20

第3類：魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き下げ無し)	実施 期限年	
0301	魚(生きているものに限る。)	稚魚が0, その他が30	稚魚が0, その他が20-30	20→15, 30→20	2010	稚魚が0, その他が18又は25
0302	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	30	30	ます・さけが10に、まぐろ・さば・さめが15に、海産魚が12に、その他が20に	2010-2014	25
0303	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	30	30	10-15 (一部20)	2010-2017	25
0304	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかでないかを問わない。)	30	30	15	2011	26
0305	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。), くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかでないかを問わない。)並びに魚の粉, ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)	30	30	15-20	2010-2012	『魚の肝臓、卵及びしらこ』が28に、その他が26に
0306	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかでないかを問わない。), 蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかでないかを問わない。)並びに甲殻類の粉, ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)	『繁殖用のもの』が0, その他の30	『繁殖用のもの』が0, その他30	30→10-20	2010-2012	30→25 又は26
0307	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかでないかを問わない。), 水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。), 粉, ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)	30	30	10-20	2010-2011	25 又は26

第4類：酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは 引き下げ無し)	実施期限年	
0401	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	20	20	18	2009	15
0402	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	10-30	10-35	10-30	2010-2012	10-20
0403	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるか否か又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるか否かを問わない。)	30	30	20-25	2010-2012	10
0404	ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるか否か又は砂糖その他の甘味料を加えてあるか否かを問わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるか否かを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)	『ホエイ』が20, その他が30	『人間消費用』及び『家畜飼料用』『ホエイ』含むが10, 『濃縮若しくは甘味料を加えたもの』が25, その他が30	10-25	『濃縮若しくは甘味料を加えたもの』が2010, その他が2012	10
0405	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイスプレッド	『乳脂肪』が5, その他が20	『乳脂肪』が5, その他が20	20→13-15	2010-2014	『乳脂肪』が5, その他が18
0406	チーズ及びカード	20	10			10
0407	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)	『ふ化用のもの』は0, その他は40	『ふ化用のもの』は0, その他は80			関税割当(第14表参照)
0408	殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるか否かを問わない。)	20	20			20
0409	天然はちみつ	20	10			10
0410	食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	20	5			5

第5類：動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率（数値の 無いものは引き下げ無し）	実施 期限年	
0502	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	5	5			5
0503	馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。)	5	5			
0504	動物(魚を除く。)の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	5	5	3	2009	4
0505	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(加工していないもの及び単に洗浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるか否かを問わない。)並びに鳥の綿毛(加工していないもの及び単に洗浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。)並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	5	5			5
0506	骨及びホーンコア(加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくず	5	5	『オセイン及び酸処理した骨』は引き下げ無し。その他は3	2009	『オセイン及び酸処理した骨』を含む全てが3
0507	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘブ、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし(加工していないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくず	5	5	『アイボリー』『かめの甲』は引き下げ無し、その他は3	2009	『かめの甲』は引き下げ無し、その他のは4
0510	アンバーgris、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁(乾燥してあるか否かを問わない。)並びに医薬用品の調製用の腺その他の動物性生産品(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)	0	0			0
0511	動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの	『精液』『蚕種』が0, 『第3類の動物で生きていないもの』が20, その他5	『精液』『蚕種』が0, その他5			『精液』『蚕種』が0, その他5

第6類： 生きている樹木その他の植物及びびりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の 無いものは引き下げ無し)	実施 期限年	
0601	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎(休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。)並びにチコリー及びその根(第 12.12 項のものを除く。)	0	0			0
0602	その他の生きている植物(根を含む。), 挿穂, 接ぎ穂及びきこ菌糸	0	0			0
0603	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	40	30	20	2010	26
0604	植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないものに限る。), 草、こけ及び地衣(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	40	30	20	2010	26

第7類：食用の野菜、根及び塊茎

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き 下げ無し)	実施期限年	
0701	ばれいしよ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。)	『種ばれいしよ』 は0, その他30	『種ばれいしよ』は 0, その他20			『種ばれいし よ』は0, そ の他18
0702	トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	30	20			20
0703	たまねぎ, シヤロット, にんにく, リーキその 他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したもの に限る。)	『繁殖用球根』は 0, その他30	『繁殖用球根』は0, その他は25または30	25→15, 30→20	2010	『繁殖用球 根』は0, そ の他は20
0704	キャベツ, カリフラワー, コールラビー, ケー ルその他これらに類するあぶらな属の食用の 野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	30	20			20
0705	レタス(ラクトウカ・サティヴィア)及びチコリー (キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵した ものに限る。)	30	20			20
0706	にんじん, かぶ, サラダ用のビート, サルシフ アイ, セルリアク, 大根その他これらに類する 食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。)	30	20	『にんじん』は17	2010	『にんじん』 は19, その他 は20
0707	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵し たものに限る。)	30	20			20
0708	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものと し, さやを除いてあるか否かを問わない。)	30	30	20	2010	22
0709	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限る。)	30	『トリフ』が20, そ の他15	一部13に引き下げ	2009	14-15

第7類：食用の野菜、根及び塊茎（続き）

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008 年の 関税率
			加盟時（2007 年） の関税率	最終的な関税率（数値の 無いものは引き下げ無し）	実施期限年	
0710	冷凍野菜(調理していないもの及び蒸気又は水煮 による調理をしたものに限る。)	30	『ばれいしよ』が 20, 『えんどう豆』『ささ げ属又はいんげんま め属の豆』『スイート コーン』『野菜を混合 したもの』が 25, 『ほ うれん草』が 15, そ の他が 25・30	『ばれいしよ』が 10, 『えんどう豆』『ささ げ属又はいんげんま め属の豆』『スイート コーン』『野菜を混合 したもの』が 17, 『ほ うれん草』が 15, そ の他が 25・30 (30 は引き下げ 無し)	『ばれいし よ』が 2012, その他の引き 下げ品目は 2010。	『ばれいしよ』が 18, 『えんどう豆』『ささ げ属又はいんげんま め属の豆』『スイート コーン』『野菜を混合 したもの』が 22, 『ほ うれん草』が 15, そ の他 22
0711	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、 亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用 の溶液により保存に適する処理をしたもので、 そのままの状態では食用に適しないものに限 る。)	30	『オリーブ』『ケーパ ー』が 15, その他が 30			『オリーブ』『ケーパ ー』が 15, その他が 30
0712	乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状に したものに限るものとし、更に調製したものを 除く。)	30	『たまねぎ』『きのこ』 『きくらげ』『白きく らげ』『トリフ』が 30, その他が 25	25→23	2008	『たまねぎ』『きのこ』 『きくらげ』『白きく らげ』『トリフ』が 30, その他が 23
0713	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、 皮を除いてあるかないか又は割つてあるかない かを問わない。)	『播種用のもの』 は 0, その他は 30	『播種用のもの』は 0, その他 25 又は 30	25→20, 30→25 また は 27	2010	25→15 又は 23, 30 →23

第8類：食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008 年の 関税率
			加盟時（2007 年） の関税率	最終的な関税率 （数値の無いものは引き 下げ無し）	実施期限年	
0801	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるか否かを問わない。)	『剥いていないカシューナット』が 40, 『ココヤシの実』が 30, その他が 40	『ココヤシの実』が 40, 『ブラジルナット』『剥いていないカシューナット』が 30, 『剥いたカシューナット』が 40	『ココヤシの実』が 30, 『ブラジルナット』『剥いていないカシューナット』が 2010, 『剥いたカシューナット』が 2012	『ココヤシの実』が 36, 『ブラジルナット』が 37, 『剥いていないカシューナット』が 37	
0802	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるか否かを問わない。)	40	40	10-30	2010-2012	30-36
0803	バナナ(プランテンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	40	40	25	2012	37
0804	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴース及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	40	30-40	15-30	2010	25-36
0805	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	40	40	『オレンジ』『レモン』が 20, 『マンダリン』が 30, その他引下げ無し	『オレンジ』『レモン』が 2012, 『マンダリン』が 2010	『オレンジ』『レモン』が 36, 『マンダリン』『グレープフルーツ』が 36, その他 40
0806	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	40	25	10-13	2012	22
0807	パイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	40	40	30	2010	36
0808	りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	40	『りんご』が 24, 『なし及びマルメロ』が 25	10	2012	『りんご』が 20, 『なし及びマルメロ』が 22

第8類：食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（続き）

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最惠国関税率（最高）の約束			2008年の 関税率
			加盟時（2007年） の関税率	最終的な関税率 （数値の無いものは引き 下げ無し）	実施期限年	
0809	あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びビ ロー(生鮮のものに限る。)	40	『あんず』『さくらんぼ』が 35, 『桃』『プラム及びビ ロー』が 40	『あんず』が 20, 『さくら んぼ』が 10, 『桃』『プラ ム及びビロー』が 20	『あんず』が 2010, 『さ くらんぼ』が 2012, 『桃』が 2010, 『プラ ム及びビロー』が 2012	『あんず』『さくらんぼ』『桃』 が 30, 『プラム及びビロー』 が 36
0810	その他の果実(生鮮のものに限る。)	40	『ストロベリー』『ラズベ リー、ブラックベリー、桑の実 及びローガンベリー』『フサ スグリ、スグリ』『クランベ リー、ビルベリーその他のバ ニウム属の果実』が 15, 『キウイ』が 14, 『ドリアン』 『リュウガン』『ライチ』は 40, その他 40	『ストロベリー』『ラズベ リー、ブラックベリー、桑 の実及びローガンベリー』 『フサスグリ、スグリ』『ク ランベリー、ビルベリーそ の他のバニウム属の果 実』は引下げ無し, 『キウ イ』が 7, 『ドリアン』『リ ュウガン』『ライチ』は 30, その他 25	『キウイ』『ドリアン』 『リュウガン』『ライ チ』は 2010, その他 2012	『ストロベリー』『ラズベ リー、ブラックベリー、桑の実 及びローガンベリー』『フサ スグリ、スグリ』『クランベ リー、ビルベリーその他のバニウ ム属の果実』が 15, 『キウイ』 が 10, 『ドリアン』『リュウガ ン』『ライチ』は 36, その他 36 又は 37
0811	冷凍果実及び冷凍ナット(調理していないもの及び蒸気又は水煮による調 理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるか否 かを問わない。)	40	40	30	2010	36
0812	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス 又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理を したもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	40	40	30	2010	36
0813	乾燥果実(第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。)及びこの類の ナット又は乾燥果実を混合したもの	40	40	30	2010	36

第9類： コーヒー、 茶、 マテ及び香辛料

HS コード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き 下げ無し)	実施期限年	
0901	コーヒー(いつてあるか又はカフエインを除 いてあるか又は問わない。), コーヒー豆の殻 及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物 (コーヒーの含有量のいかんを問わない。)	『いつたも のを除く』 は 20, 『いつ たもの』は 50	『いつたものを除く』 は 20, 『いつたもの』 は 40	『いつたものを除 く』のうち『カフエ インを除いてないも の』を 15 へ, 『いつ たもの』を 30 へ引下 げ	『いつたもの』 を除く』のうち『カ フエインを除いてない の』は 18, 『カフエ インを除いたの』は 20. 『いつたもの』は 37	
0902	茶(香味を付けてあるか又は問わない。)	50	40			40
0903	マテ	50	30			30
0904	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎 し又は粉碎したものに限る。)及びこしょう属のペ ッパー	30	30	20	2010	26
0905	バナラ豆	20	20			20
0906	けい皮及びシンナモンツリーの花	20	20			20
0907	丁子(果実、花及び花梗に限る。)	20	20			20
0908	肉づく、肉づく花及びカルダモン類	20	20			20
0909	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、 クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	20	20	15	2010	18
0910	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の 葉、カレーその他の香辛料	20	20	15	2012	19

第10類：穀物

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税 率 (数値の無いものは引き下げ無し)	実施 期限年	
1001	小麦及びメスリン	『ドゥラム小麦』が5, 『メスリン』は0, その他は5	5			『ドゥラム小麦』が5。 『人間消費用』のうち 『メスリン』が0, その他は5。それ以外はメスリンであるとは問わずにすべて0
1002	ライ麦	0	5			0
1003	大麦及び裸麦	0	3			0
1004	オート	0	3			0
1005	とうもろこし	『播種用のもの』は0, 『ポップコーン』は50, その他5	『播種用のもの』は0, 『ポップコーン』は30, その他5			『播種用のもの』は0, 『ポップコーン』は30, その他3
1006	米	『播種用もみ』は0, その他40	『播種用もみ』は0, その他40			『播種用もみ』は0, その他の40
1007	グレーンソルガム	10	5			5
1008	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	10	『カナリーシード』は10, その他は5			『カナリーシード』は10, その他は5

第11類：穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最惠国関税率（最高）の約束			2008 年の 関税率
			加盟時（2007 年） の関税率	最終的な関税率 （数値の無いものは引き 下げ無し）	実施 期限年	
1101	小麦粉及びメスリン粉	20	20	小麦粉は 15	2010	15
1102	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	20	『米粉』は 20, その他 は 15			『米粉』は 20, その他は 15
1103	ひき割り穀物、穀物のミール及びベレット	20	『とうもろこしのもの』 が 10, その他が 20			『とうもろこしのもの』が 10, その他が 20
1104	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、 フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗 くひいたもの。第 10.06 項の米を除く。)及び穀物の胚 芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又は ひいたものに限る。)	20	『ロールにかけ又はフレーク 状にした穀物』が 20。『その他 の加工穀物 (例えば、殻を除き、 真珠形にとう精し、薄く切り又 は粗くひいたもの) のうち『と うもろこしのもの』が 10, そ の他が 20			『ロールにかけ又はフレーク状にした 穀物』のうち『とうもろこしのもの』 が 10, それ以外が 20。『その他の加工 穀物 (例えば、殻を除き、真珠形にと う精し、薄く切り又は粗くひいたもの) のうち『とうもろこしのもの』が 5, それ以外が 20
1105	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びベレット	30	30			30
1106	乾燥した豆(第 07.13 項のものに限る。), サゴヤし又は 根若しくは塊茎(第 07.14 項のものに限る。)の粉及びミ ール並びに第 8 類の物品の粉及びミール	30	30			30
1107	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	5	5			5
1108	でん粉及びイヌリン	20	20	『とうもろこしでん 粉 (コーンスター チ)』のみ 15 に引き 下げ	2010	『とうもろこしでん粉 (コー ンスターチ)』は 18, それ以 外は 20
1109	小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。)	10	10			10

第12類：採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008 年の 関税率
			加盟時（2007 年） の関税率	最終的な関税率 （数値の無いものは引き下げ無し）	実施期限年	
1201	大豆(割つてあるかないかを問わない。)	『播種用』は 0, その他は 15	『播種用』は 0, その他は 5			『播種用』は 0, その他は 20
1202	落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	『播種用』は 0, その他は 10	『播種用』は 0, その他は 10			『播種用』は 0, その他は 10
1203	コブラ	10	10			5
1204	亜麻の種(割つてあるかないかを問わない。)	10	10			10
1205	菜種(割つてあるかないかを問わない。)	10	10	5	2010	5
1206	ひまわりの種(割つてあるかないかを問わない。)	30	10			5
1207	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)	10	『綿実』は 5, その他 10	『マスタートードの種』のみ 5 に引き下げ	2010	『綿実』『ごま』は 5, 『マスタートードの種』が 8, その他 10
1208	採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタートードの粉及びミールを除く。)	30	30	大豆のみ 8, その他 25	大豆のみ 2012, その他 2010	大豆のみ 20, その他 28
1209	播種用の種、果実及び孢子	0	0			0

第12類：採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物（続き）

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008年の 関税率
			加盟時（2007 年）の関税率	最終的な関税率（数値 の無いものは引き下げ無し）	実施 期限年	
1210	ホップ(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるか否かを問わない。)及びレプリン	『ホップ（粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）』が3、『ホップ（粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びレプリン』が5	5			『ホップ（粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）』が3、『ホップ（粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びレプリン』が5
1211	主として香料用、医療用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるか否かを問わない。)	『けしがら』は0、各種『切り、砕き又は粉状にしたもの』は10、その他0-10	『けしがら』は0、各種『切り、砕き又は粉状にしたもの』は粉状にしたものは10、その他5-10	1211.2010『切り、砕き又は粉状にしたにんじんの根』は10→8	2009	『けしがら』は0、『切り、砕き又は粉状にしたもの』のうち『おたねにんじん』は9、その他『切り、砕き又は粉状にしたもの』は10、その他0-10
1212	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるか否かを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴァ)の根でいつていないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	『播種用のさとうきび』が0、その他が10	『播種用のさとうきび』が0、その他が10			『播種用のさとうきび』が0、その他が10
1213	穀物のわら及び穀(切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるか否かを問わないものとし、調製したものを除く。)	10	10			10
1214	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン(アルファルファ)、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物(ペレット状にしてあるか否かを問わない。)	1	1			1

第13類：ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO加盟による最恵国関税率(最高)の約束			2008年の 関税率
			加盟時(2007年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き 下げ無し)	実施 期限年	
1301	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン(例えば、バルサム)	『アラビアゴム』が 3, その他が5	5			『アラビアゴム』が 3, その他が5
1302	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他の植物性原料から得た粘質物及びシクサー(変性させてあるかないかを問わない。)	5	5			5

第14類：植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO加盟による最恵国関税率(最高)の約束			2008年の 関税率
			加盟時(2007年) の関税率	最終的な関税率(数値 の無いものは引き下げ無し)	実施 期限年	
1401	主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーギア、ラフィア及びライム樹皮)	5	5			5
1402	主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びベールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	5	5			5
1403	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンフアイバー。束ねてあるかないかを問わない。)	5	5			5
1404	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	5	5			5

第 15 類： 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

HS コード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
1501	豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第 02.09 項又は第 15.03 項のものを除く。)	15	15	10	2012	13
1502	牛、羊又はやぎの脂肪(第 15.03 項のものを除く。)	15	15	10	2010	13
1503	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレ オ油及びタロー油(乳化、混合その他の調製をしてない ものに限る。)	15	15			15
1504	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的な変 性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるか ないかを問わない。)	10	10			7
1505	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリン を含む。)	15	15	10	2010	13
1506	その他の動物性油脂及びその分別物(化学的な変性加工 をしてないものに限るものとし、精製してあるかないか を問わない。)	15	15			15
1507	大豆油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないも のに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	『粗油』が 5, 『精 製油』が 50, 『分 別品』が 5, その 他が 50	『粗油』が 5, 『精製 油』が 30, 『分別品』 が 5, その他が 30	30→15	2010	『粗油』が 3, 『精 製油』が 25, 『分 別品』が 3, その 他が 25
1508	落花生油及びその分別物(化学的な変性加工をしてない ものに限るものとし、精製してあるかないかを問わな い。)	『粗油』が 5, 『精 製油』が 50, 『分 別品』が 5, その 他が 50	『粗油』が 10, 『精製 油』が 30, 『分別品』 が 20, その他が 30			『粗油』が 3, 『精 製油』が 25, 『分 別品』が 3, その 他が 25

第 15 類： 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（続き）

HS コード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008 年の 関税率
			加盟時（2007 年） の関税率	最終的な関税率 （数値の無いものは引き下げ無し）	実施 期限年	
1509	オリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるか否かを問わない。)	『パーゼン油』が 5, 『精製油』が 40, 『分別品』が 5, その他が 40	『パーゼン油』が 5, 『精製油』が 30, 『分別品』が 20, その他が 30	30→20	2012	『パーゼン油』が 3, 『精製油』が 25, 『分別品』が 3, その他が 25
1510	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第 15.09 項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるか否かを問わない。)	『粗油』が 5, 『精製油』が 40, 『分別品』が 5, その他が 40	『粗油』が 5, 『精製油』が 30, 『分別品』が 20, その他が 30			『粗油』が 3, 『精製油』が 25, 『分別品』が 3, その他が 25
1511	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるか否かを問わない。)	『粗油』が 5, 『パームステアリン』が 30, その他が 50	『粗油』が 5, その他が 30			『粗油』が 3, 『パームステアリン』が 3, その他が 25
1512	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしていない油及び分別物に限るものとし、精製してあるか否かを問わない。)	『粗油』が 5, 『精製油』が 40, 『分別品』が 5, その他が 40	『粗油』が 5 または 10, 『精製油』が 30 または 40, 『分別品』が 10 または 20, その他が 30 または 40	20・30→15, 40→25	2009-2012	『粗油』が 3, 『精製油』が 25, 『分別品』が 3, その他が 25
1513	やし(コブラ)油、パーム核油及びびんばす油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしていない油及び分別物に限るものとし、精製してあるか否かを問わない。)	『粗油』が 5, 『精製油』が 40 又は 50, 『分別品』が 5, その他が 40 又は 50	『粗油』が 10, 『精製油』が 30 または 40, 『分別品』が 20, その他が 30 または 40	40→35	2010	『粗油』が 3, 『精製油』が 25, 『分別品』が 3, その他が 25
1514	菜種油及びわかし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしていない油及び分別物に限るものとし、精製してあるか否かを問わない。)	『菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物』のうち『粗油』『分別品』が 5, それ以外が 40。『その他』のうち、『粗油』『分別品』が 5, それ以外が 40	『菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物』のうち、『粗油』『分別品』が 5, 『その他』のうち、『粗油』『分別品』が 20, それ以外が 30	20→15, 30→20	2012	『菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物』のうち『粗油』『分別品』が 3, それ以外が 5, 『その他』のうち、『粗油』『分別品』が 3, それ以外が 25

第 15 類： 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（続き）

HS コード (4桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008 年の 関税率
			加盟時（2007 年） の関税率	最終的な関税率 （数値の無いものは引 き下げ無し）	実施 期限年	
1515	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	『原油』『分別品』が 5、 その他が 10～40	『原油』が 10 または 20、 『分別品』が 10 または 20、その他が 20～50	40→30、50→35	40 は 2010、50 は 2012	『原油』『分別品』が 3、 その他が 3～25
1516	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	『動物性油脂及びその 分別物』が 40、その他 が 50	30	『動物性油脂及びそ の分別物』が 22、『大 豆油脂及びその分別 物』は 20	2012	25
1517	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。)	『マーガリン（液状マ ーガリンを除く。）』が 40、その他が 50	『マーガリン（液状マ ーガリンを除く。）』が 25、 その他が 30～50	30→25、40→25 又は 30、50→30	30 → 25 が 2010、それ以 外は 2012	『マーガリン(液状マーガ リンを除く。)]が 20、『シ ョートニング』が 20、そ の他が 30
1518	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(オイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	5	5			5
1520	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン鹽液	3	5			3
1521	植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)	3	5			3
1522	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	3	5			3

第 16 類： 肉， 魚又は甲殻類， 軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

HS コード (4 桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き 下げ無し)	実施期限年	
1601	ソーセージその他これに類する物品(肉，くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品	50	40	22	2012	36
1602	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉，くず肉及び血	50	40-50	22-40	2009-2012	36
1603	肉，魚又は甲殻類，軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	50	30			30

第 17 類： 糖類及び砂糖菓子

HS コード (4 桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き 下げ無し)	実施 期限年	
1701	甘しや糖，てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)	『甘しや糖』『てん菜糖』が 30，その他が 40	100	85 (一部は引き下げ無し)	2010-2012	関税割当 (第 14 表参照)
1702	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖，麦芽糖，ぶどう糖及び果糖を含むものとし，固体のものに限る。)，糖水(香料又は着色料を加えてないものに限る。)，人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるか否かを問わない。)及びカラメル	『乳糖及び乳糖水』が 0，『ぶどう糖及びぶどう糖水』が 10，その他が 3～5	『乳糖及び乳糖水』が 0，『ぶどう糖及びぶどう糖水』が 15～20，その他が 10～20			『乳糖及び乳糖水』が 0，『ぶどう糖及びぶどう糖水』が 10，その他が 3～5
1703	糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)	10	10			10
1704	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし，ココアを含有しないものに限る。)	『医療用』は 20，その他は 50	『医療用』は 20，その他は 40	40→15-25	2010-2012	『医療用』は 20，その他は 35

第18類：ココア及びその調製品

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO加盟による最恵国関税率(最高)の約束			2008年の 関税率
			加盟時 (2007年) の関税率	最終的な関税率(数値の 無いものは引き下げ無し)	実施 期限年	
1801	カカオ豆(生のもの及びびいつたもので、全形のもの及び割つたものに限る。)	10	10			10
1802	カカオ豆の殻、皮その他のくず	10	10			10
1803	ココアペースト(脱脂してあるか否か問わない。)	10	10			10
1804	カカオ脂	10	10			10
1805	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	20	20			20
1806	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	『ココア粉』『その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)』が30、その他が50	『ココア粉』『その他の調製品(以下略)』が20、その他が35又は40	『ココア粉』及び『その他の調製品(以下略)』のうち『チョコレート菓子』は引き下げ無し。『その他の調製品(以下略)』のうち『チョコレート菓子』以外は18。35→20～30(一部は引き下げ無し)。40→13～20。	『その他の調製品(以下略)』のうち『チョコレート菓子』以外は2008。その他は2012	『ココア粉』『その他の調製品(以下略)』が18、その他が32

第19類：穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカーリー製品

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き 下げ無し)	実施 期/限年	
1901	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01 項から第04.04 項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	『医療用』が 15, その他が 30～50	『医療用』が 15, そ の他が 25～40	『医療用』の一部が 10, その他が 15～35	2010-20 12	『医療用』 が 10, そ の他が 20～ 30
1902	スバゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)及びクースクス(調製してあるかないかを問わない。)	50	40	一部 20-35	2012	36 又は 38
1903	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかけ状その他これらに類する形状のものに限る。)	50	40			40
1904	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいっつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉及びミールを除く。)であるかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)	50	45	15-35	2010-20 12	39
1905	パン、ベーストリ、ケーキ、ビスケットその他のベーカーリー製品(ココアを含有するかないかを問わない。)及び聖さん用ウエハバー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハバー、ライスペーパーその他のこれらに類する物品	50	『医療用』が 10, そ の他 40～45	15-35	2010-20 12	『医療用』 が 5, そ の他 35～40

第20類：野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

HSコード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO加盟による最恵国関税率（最高）の約束			2008年の 関税率
			加盟時（2007 年）の関税率	最終的な関税率（数値の無いものは引き下げ無し）	実施 期限年	
2001	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他の植物の食用の部分	50	40	『きゅうり及びびがーキン』は引き下げ無し。その他は38	2009	『きゅうり及びびがーキン』は40。その他は39
2002	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	50	40	『トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）』が30、その他が20	2012	『トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）』が38、その他が36
2003	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	50	40			40
2004	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	50	『ジャガイモ』が35、その他40	『ジャガイモ』が13	2013	『ジャガイモ』が31、その他40
2005	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	50	『スイートコーン』が50、その他が40	『均質調製野菜』が引き下げ無し。『スイートコーン』が40。その他が25～35	2010・2012	『均質調製野菜』が40。『スイートコーン』が40。その他が35～38
2006	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	50	40	35	2010	38
2007	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱による調製をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるか否かについて問われない。）	50	40	『均質調製果実』『かんきつ類の果実』が35、その他は引き下げ無し。	2010	『均質調製果実』『かんきつ類の果実』が38、その他は40。
2008	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるか否かについて問われない。）	50	37-40	18-35（一部引き下げ無し）	2010・2012	34～40
2009	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えていないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるか否かについて問われない。）	50	35-40	20-35（一部引き下げ無し）	2010・2012	32-35

第 21 類：各種の調製食料品

HS コード (4 桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き 下げ無し)	実施期限年	
2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチョコレートその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	50	50	40	2010	46
2102	酵母(活性のものであるかないかを問わない。)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。)並びに調製したベーキングパウダー	『パン酵母』は 20, 20, その他 5	『パン酵母』は 20, その他 10	20→10	2012	『パン酵母』は 18, その他 5
2103	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	50	45	20-35	2010-2012	40
2104	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	40	40			40
2105	アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するかしないかを問わない。)	50	45	20	2012	40
2106	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	20-30	15-30	15-25	2008-2012	8-27

第 22 類： 飲料、 アルコール及び食酢

HS コード (4 桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
2201	水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の 甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪	50	『鉱水及び炭酸水』 が 50, その他 40	50→35	2012	『鉱水及び炭酸水』 が 47, その他 40
2202	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味 料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第 20.09 項の果実又は野菜のジュースを除く。)	50	40	20-35	2010-2012	30-38
2203	ビール	100	65	35	2012	59
2204	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造し たものに限る。)及びぶどう搾汁(第 20.09 項のものを除く。)	80	65	50-55	2012	62
2205	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、 植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。)	80	65	55	2012	62
2206	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びビード)並びに発酵 酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物 (他の項に該当するものを除く。)	80	65	55	2012	62
2207	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が 80%以 上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問 わない。)	『変性アルコー ル』のうちアルコ ール分が 99%以 上のものが 20, そ の他が 50	『変性アルコール』の うちアルコール分が 99%以上のものが 20, その他が 40 又は 50	50→40	2012	『変性アルコール』の うちアルコール分が 99%以上のものが 20, その他が 40
2208	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が 80%未 満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲 料	80	65	45	2013	60
2209	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	50	20			20

第 23 類： 食品工業において生ずる残留物及びくびくびに調製飼料

HS コード (4桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
2301	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす	10	10	7	2009	5
2302	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるか否かを問わない。)	10	10			5
2303	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす(ペレット状であるか否かを問わない。)	10	10	一部 7	2010	3 又は 5
2304	大豆油かす(粉砕してあるか否か又はペレット状であるか否かを問わない。)	0	5			0
2305	落花生油かす(粉砕してあるか否か又はペレット状であるか否かを問わない。)	0	5			0
2306	その他の植物性の油かす(粉砕してあるか否か又はペレット状であるか否かを問わないものとし、第 23.04 項又は第 23.05 項のものを除く。)	0	5			0
2307	ぶどう酒かす及びアーゴル	10	10			5
2308	飼料用に供する種類の植物材料、植物のかす及び植物性副産物(ペレット状であるか否かを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)	10	10			5
2309	飼料用に供する種類の調製品	10 (一部 5)	10 (一部 5)	10→7	2010	5

第24類： たばこ及び製造たばこ代用品

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO加盟による最恵国関税率(最高)の約束			2008年の 関税率
			加盟時(2007年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
2401	たばこ(製造たばこを除く。)及びぐずたばこ	『たばこ茎』のみ 150, その他30	『たばこ茎』のみ 80, その他100	80-90	2012	関税割当 (第14表参 照)
2402	葉巻たばこ, シェレート, シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ 又はたばこ代用物から成るものに限る。)	100	150	100-135	2010-2012	125-140
2403	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品, シートたばこ 並びにたばこのエキスを及ぶエッセンス	30	100			30

第25類： 塩, 硫黄, 土石類, プラスター, 石灰及びセメント

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO加盟による最恵国関税率(最高)の約束			2008年の 関税率
			加盟時(2007年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
2501	塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし, 水溶液である かないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わな い), 純塩化ナトリウム(水溶液であるかないか又は固結防 止剤を含有するかしないかを問わない。)及び海水	『食卓塩』・『岩 塩』が30, その他 が10-15	『食卓塩』・『岩 塩』が60, その他が50			関税割当 (第14表参 照)

第 27 類：鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

HS コード (4 桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
2701	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で 石炭から製造したもの	『原料炭』は 0、その他が 5	『原料炭』は 3、そ の他が 5			『原料炭』は 0、 その他が 5

第 29 類 有機化学品

HS コード (4 桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
2905	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン 化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	0	『メタノール (メチ ルアルコール)』のみ 5、その他 10	5	2012	0
2906	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン 化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	0	10	5	2012	0
2914	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないか を問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン 化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	0	10	5	2012	0
2918	カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにそ の酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びに これらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ化誘導体	0-5	10	5	2012	0-5

第 29 類 有機化学品 (続き)

HS コード (4 桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
2922	酸素官能のアミノ化合物	0-50	10-40	10→5, 20→10, 40→20	2012	0-36
2923	第四級アンモニウム塩, 水酸化第四級アンモニウム及びブレン チンその他のホスホアミノリピド	0-3	10	5	2012	0-3
2924	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	『アスパルテーム』 が 20, その 他が 0-3	『アスパルテーム』 が 20, その他が 10	10→5, 20→10	2012	『アスパルテ ーム』が 18, その他が 0-3
2940	糖類(化学的に純粋なものに限るものとし, しよ糖, 乳糖, 麦 芽糖, ぶどう糖及び果糖を除く。)並びに糖エーテル, 糖エス テル, 糖エーテルの塩及び糖エステルの塩(第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。)	3	6.5			3

第 32 類 : なめしエキス, 染色エキス, タンニン及びその誘導体, 染料, 顔料その他の着色料, ペイント, ワニス, パテその他のマスチック並びにインキ

HS コード (4 桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
3201	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩, エー テル, エステルその他の誘導体	0	5			0

第38類：各種の化学工業生産品

HSコード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO加盟による最恵国関税率(最高)の約束			2008年の 関税率
			加盟時(2007年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
3802	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭(廃 獣炭を含む。)	1	5			1
3805	ガムテレピン油, ウッドテレピン油, 硫酸テレピン油その 他のテルペン油(蒸留その他の方法により針葉樹から得た ものに限る。), ジペンテン(粗のものに限る。), 亜硫酸テ レピンその他のパラシメン(粗のものに限る。)及びペイン油 (アルファ・テルピネオールを主成分とするものに限る。)	5	5			5
3806	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体, ロジンスピリッ ト, ロジン油並びにランガム	5	5			5
3809	仕上剤, 促染剤, 媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業, 製紙工業, 皮革工業その他これらに類する工業において使 用する種類のものに限るものとし, 他の項に該当するもの を除く。)	1	10	6.5	2010	1-8

第 40 類 ゴム及びその製品

HS コード (4桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
4001	天然ゴム, バラタ, グタペルカ, グアユール, チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品, 板, シート又はストリップの形状のものに限る。)	3	5			3
4002	合成ゴム, 油から製造したファークチス及び第 40.01 項の物品とこの項の物品との混合物(一次製品, 板, シート又はストリップの形状のものに限る。)	3	10 (一部 3)	10→5	2009	0-3
4003	再生ゴム(一次製品, 板, シート又はストリップの形状のものに限る。)	3	10	5	2009	0
4004	ゴム(硬質ゴムを除く。)のくず並びにこれから得た粉及び粒	3	3			3
4005	配合ゴム(加硫していないもので, 一次製品, 板, シート又はストリップの形状のものに限る。)	5	10	5	2009	5
4006	加硫していないゴムで, その他の形状のもの(例えば, 棒, 管及び平板)及び製品にしたもの(例えば, 円盤及びリング)	3	10	5	2009	3
4007	糸及びひも(加硫したゴムのものに限る。)	3	10	5	2009	3
4008	板, シート, ストリップ, 棒及び平板(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))のものに限る。)	3	10 (一部 5)	10→5	2009	3
4009	管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限るものとし, 継手(例えば, ジョイント, エルボー及びフランジ)を取り付けてあるか否かを問わない。)	3	3-10	10→5	2009	3

第 40 類 ゴム及びその製品 (続き)

HS コード (4桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引き下げ無し)	実施 期限年	
4010	コンベヤ用又は伝動用のベルト及び ベルトリング(加硫したゴム製の ものに限る。)	『エンドレス状の伝動用のベルト』 の『横断面が台形のもの (V ベル ト)』のうち『円の外周が 60 センチメ ートルを超え 240 センチメートル以 下のもの』が 15, その他が 3	『エンドレス状の伝動用のベルト』 の『横断面が台形のもの (V ベル ト)』のうち『円の外周が 60 センチ メートルを超え 240 センチメート ル以下のもの』が 15, その他が 10	10→5	2009	『エンドレス状の伝動用のベルト』 の『横断面が台形のもの (V ベルト)』 のうち『円の外周が 60 センチメー ートルを超え 240 センチメートル以 下のもの』が 15, その他が 3
4011	ゴム製の空気タイヤ(新品のもの に限る。)	『乗用自動車 (ステーションワゴン 及びレーシングカーを含む。) に使 用する種類のもの』が 40, 『バス又 は貨物自動車に使用する種類のも の』のうち『幅が 450mm を超えな いもの』が 40, 『モーターサイクル に使用する種類のもの』『自転車に 使用する種類のもの』が 50, その他 が 5~20	『乗用自動車 (ステーションワゴン 及びレーシングカーを含む。) に使 用する種類のもの』が 40, 『バス又 は貨物自動車に使用する種類のも の』のうち『幅が 450mm を超えな いもの』が 40, 『モーターサイクル に使用する種類のもの』が 40, 『自 転車に使用する種類のもの』が 50, その他が 5~20	40→25 又は 35, 50→35	2010-2012	『乗用自動車 (ステーションワゴン 及びレーシングカーを含む。) に使 用する種類のもの』が 30, 『バス又 は貨物自動車に使用する種類のも の』のうち『幅が 450mm を超えな いもの』が 30, 『モーターサイクル に使用する種類のもの』『自転車に 使用する種類のもの』が 39, その他 が 0~20
4012	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの 及び中古のものに限る。)並びに ゴム製のソリッドタイヤ、クッシ ョンタイヤ、交換性タイヤヤトレッ ド及びタイヤフラップ	『乗用自動車 (ステーションワゴン 及びレーシングカーを含む。) に使 用する種類のもの』が 40, 『バス又 は貨物自動車に使用する種類のも の』のうち『幅が 450mm を超えな いもの』が 40, 『モーターサイクル に使用する種類のもの』『自転車に 使用する種類のもの』が 50, その他 が 5~30	『乗用自動車 (ステーションワゴン 及びレーシングカーを含む。) に使 用する種類のもの』が 40, 『バス又 は貨物自動車に使用する種類のも の』のうち『幅が 450mm を超えな いもの』が 40, 『モーターサイクル に使用する種類のもの』『自転車に 使用する種類のもの』が 50, その他 が 5~30	10→5, 40→30, 50→25 又は 35	2009-2012	40→36, 50→45 又は 47, 5 の 一部→0

第 40 類 ゴム及びその製品 (続き)

HS コード (4桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
4013	ゴム製のインサナーチューブ	『幅が 450mm を超えないタイヤ用のもの』が 30 又は 40, 『モーターサイクルに使用する種類のもの』『自転車に使用する種類のもの』が 50, その他が 5~10	『幅が 450mm を超えないタイヤ用のもの』が 30 又は 40, 『モーターサイクルに使用する種類のもの』『自転車に使用する種類のもの』が 50, その他が 5~10	30 の一部→20, 40→30, 50→35	2012	30 の一部→28, 40→30, 50→40
4014	衛生用又は医療用の製品(乳首を含み, 加硫したゴム(硬質ゴムを除く。製のものに限るものとし, 硬質ゴム製の取付具を有するか, 有しないかを問わない。)	『コンドーム』が 10, その他 3	10	『コンドーム』のみ 5 へ引き下げ	2010	『コンドーム』が 8, その他 3
4015	衣類及び衣類附属品(手袋を含み, 加硫したゴム(硬質ゴムを除く。製のものに限るものとし, 用途を問わない。)	『エックス線防護用』のみ 5, その他 20	『エックス線防護用』のみ 10, その他 20	『ドライビングスーツ』のみ 20→15	2008	『エックス線防護用』が 5, 『ドライビングスーツ』が 15, その他 20
4016	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。製のものに限る。)	『床用敷物及びマット』が 40, 『消しゴム』が 20, 『自動車に使用する種類の部分品及び附属品』が 30~50 (一部 3~10), 『テールマット及びテールカバール』が 20, その他 3~5	『床用敷物及びマット』が 40, 『消しゴム』が 20, 『自動車に使用する種類の部分品及び附属品』が 30~40 (一部 3~10), 『テールマット及びテールカバール』が 20, その他 3~5	10→5, 30→20, 40→25 又は 30	2009・2012	30→10, 40→38, 50→35
4017	硬質ゴム(例えば, エポナイト。くずを含むものとし, 形状を問わない。)及びその製品	10	10			10

第 44 類 : 木材及びその製品並びに木炭

HS コード (4桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年 の関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値 の無いものは引き下げ無し)	実施 期限年	
4401	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるか否かを問わない。), 薪材並びにチップ状又は小片状の木材	5	5			5
4402	木炭(植物性の炭又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるか否かを問わない。)	5	5			5
4403	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるか否か又は粗く角にしてあるか否かを問わない。)	0	0			0
4404	たが材, 割ったポール, 木製のくい(端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。), 木製の棒(つえ, 傘の柄, 工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし, 曲げ又はその他の加工をしたものを除く。)及びチップウッドその他これに類するもの	3	5			3
4405	木毛及び木粉	1	5			1
4406	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	0	0			0
4407	木材(縦にひき若しくは割り, 平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6mm を超えるものに限るものとし、かんながけし, やすりがけし又はフィンガージョイントしたものではないか)を問わない。)	0	0			0
4408	薄板及び合板用単板(はぎ合わせをしてあるか否かを問わない。並びにその他の木材(縦にひき, 平削りし又は丸はぎしたものに限る。)(厚さが 6mm 以下のものに限るものとし、かんながけし, やすりがけし又はフィンガージョイントしたものではないか)を問わない。)	0	0			0
4409	さねはぎ加工, 薄付けその他これらに類する加工をいづれかの縁又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし, やすりがけし又はフィンガージョイントしたものではないか)を問わない。)	3	5			3
4410	パネイクルボードその他これに類するボード(木材その他の木質の材料のものに限るものと し, 樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるか否かを問わない。)	10	10	9	2008	8

第 44 類：木材及びその製品並びに木炭（続き）

HS コード (4桁) 分類	品 目 名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
4411	繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるか否かを問わない。)	10	10	9	2008	8
4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	10	10	9 (一部は引き下 げ無し)	2008	8
4413	改良木材(塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。)	3	5			3
4414	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	40	40	25	2012	37
4415	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	30	30	20	2010	26
4416	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品(たる材及びおけ材を含む。)	30	30	20	2010	26
4417	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	『靴の木型』 20, その他 30	『靴の木型』 20, その他 30	30→20	2010	『靴の木 型』 20, そ の他 26
4418	木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。)	5	5	一部 3	2008	3 又は 5
4419	木製の食卓用品及び台所用品	40	40	25	2012	37
4420	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具	40	40	20	2010	33
4421	その他の木製品	40	『糸巻き』が 20, その他は 40	40→20-25	2010	『糸巻き』 が 20, そ の他は 35

第 46 類：わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに加工細工物及び枝条細工物

HS コード (4 桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
4601	さなだその他これに類する組物材料の物品(ストリップ状にしてあるか否かを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平 行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品(シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるか否かを問わない。)	30-40	30	20	2012	12-28
4602	加工細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第 46.01 項の物品から製造したものに限る。)及びへちま製品	40	30	20	2012	28

第 50 類：絹及び絹織物

HS コード (4 桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
5001	繭(繰糸に適するものに限る。)	5	10			5
5002	生糸(よつてないものに限る。)	5	10			5
5003	絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。)	10	10			10

第 51 類：羊毛，織獣毛，粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

HS コード (4 桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
5101	羊毛(カードし又はコームしたものを除く。)	0	0			0
5102	織獣毛及び粗獣毛(カードし又はコームしたものを除く。)	0	5			0
5103	羊毛，織獣毛又は粗獣毛のくず(糸くずを含むものとし，反 毛した繊維を除く。)	10	10			10

第 52 類：綿及び綿織物

HS コード (4 桁) 分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
5201	実綿及び繰綿(カードし又はコームしたものを除く。)	0	0			0
5202	綿のくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	10	20			10
5203	綿(カードし又はコームしたものに限る。)	0	10			0

第 53 類：その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

HS コード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
5301	亜麻(精紡したものを除く。)並びにそのトウ及びくず(糸く ず及び反毛した繊維を含む。)	0	0			0
5302	大麻(カナビス・サテイヴァ。精紡したものを除く。)並びに そのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	0	0			0

第 65 類：帽子及びその部分品

HS コード (4桁)分類	品目名	加盟前の 関税率	WTO 加盟による最恵国関税率 (最高) の約束			2008 年の 関税率
			加盟時 (2007 年) の関税率	最終的な関税率 (数値の無いものは引 き下げ無し)	実施 期限年	
6502	帽体(組んだもの及びストリップ(材料を問わない。) を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、 つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除 く。)	10	10			10

資料：BTC[2003][2004a] [2004b] [2007], WTO[2006c].

注

はじめに

- (1) ベトナムはアセアン加盟国として AFTA（アセアン自由貿易地域）の共通効果特惠関税スキームにも参加している。またアセアン全体として 2002 年に中国と包括的経済協力枠組協定締結，2005 年に韓国と包括的経済協力枠組協定署名，また日本との間でも 2007 年に大筋合意に至っている。

1. 基本情報

- (2) ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれる。
- (3) 本章において「各地方省」という場合には，この中央直轄市も含める。
- (4) タイ（Tay）族，タイ（Thai）族など。なお現共産党書記長ノン・ドック・マインはこの地域出身のタイ族である。
- (5) 共産党の翼賛組織である祖国戦線が，国会や人民評議会の選挙において候補者の推薦や審査等を行っている。また祖国戦線は近年農家への銀行融資を仲介することによって農村部への共産党の影響力を維持する役割を果たしている（岡江[2004]）。
- (6) 省庁数には省と同格の機関 4 つを含む。また同時に副首相が 2 人増員され 5 人体制となったが，副首相のうち 2 人は個別官庁の担当閣僚を兼任しており，閣僚の増員にはなっていない。
- (7) 日本の省庁で「局」にあたるベトナム語として Vu および Cuc があり，前者は政策の総合調整を担う部局，後者は個別の政策の実施を担う部局である。本章では前者を「部」，後者を「局」と訳し分けた。この時点でまず統合されたのが「部」にあたる部局である。
- (8) なお科学技術部は 2008 年 1 月 28 日付け農相決定 10 号（BNNPTNT[2008a]）によって環境問題も所管することになり，科学技術環境部と改名した。
- (9) 担当閣僚に関しては，再編が決定した 2007 年 7 月の時点ですでにカオ・ドック・ファット農相が引き続き新農業農村開発省も担当することが決定していた。
- (10) 中央の政策および各地の農業事情を報道する日刊誌『ベトナムの農業』（Bao Nong nghiep Viet Nam）および農業技術を紹介する月間誌『農業農村開発』（Tap chi Nong nghiep va Phat trien nong thon）を発行している。
- (11) 1975 年まで南ベトナムに存在したベトナム共和国については，現在のベトナム社会主義共和国に直接繋がる政権ではないので，第 3 図にはその省庁は図示していない。
- (12) たとえば家畜衛生局は全国 7 つの家畜衛生事務所を出先機関として有し，その管轄内（複数の地方省を含む）の家畜衛生行政の指導監督を行っている（岡江[2007a]）。

2. 国内動向

- (13) 独立以降のベトナム農政史および現代の農地・農協・農業金融問題について詳しくは岡江[2007b]を参照。
- (14) 2007 年 11 月に中国が南シナ海のパラセル諸島（位置は p50 第 1 図参照）で軍事演習を行ったことに対してベトナム政府は抗議した。さらに民衆レベルでも 12 月 9 日に首都ハノイの，16 日にはハノイとホーチミン市の中国公館前で中国への抗議デモが行われた（朝日新聞[2007]）。共産党一党独裁下のベトナムでは反政府的なデモは厳しく取り締まられており，これらのデモにはベトナム当局の黙認があったと考えられる。なおパラセル諸島はもともと旧南ベトナムが領有していたのをベトナム戦争の混乱に乗じて中国が軍事占領し，1979 年の中越戦争の一因にもなったという歴史的経緯がある。
- (15) ただし林産物は 1,015,870 千米ドルの輸入も行っており，純輸出額では 1,388,227 千米ドルとなる。輸入の多くは

加工設備を要する木製品であり、かつては高関税によって保護されていたが、WTO 加盟に伴い関税が引き下げられた（p121～122 参照）。また林産物は輸出管理品目でもあり輸出税も課せられている（「3.（2）2）輸出規制の改正 3）輸出関税の改正」（p79～81）参照）。

(16) 反面、WTO 加盟に際してベトナムに競争力のない品目の関税引き下げや数量制限撤廃も受け入れざるを得なかった（「3.（3）WTO 加盟に伴う輸入制度の改正」（p81～）参照）。WTO 加盟後の農産物輸入の増加については現時点ではデータが充分ではないので今後の課題とする。

(17) 2004 年の輸出量ではインドの方が数字の上では多い。しかし、中国に次ぐ巨大な人口を持つインドでは生産のほとんどが国内自給用（2004 年の生産量に占める輸出割合は 3.7%）であり、輸出は生産が国内需要を上回った場合にしか出せないために変動が激しく、ここ 10 年間ではベトナムを下回る輸出量の年の方が多い（FAO[online]）。よってインドは恒常的なコメ輸出国とはいえず、ここでは除外した。

(18) 2000 年時点では全国で 427 万 ha の水田が存在する（VKHQH[2002]）。

(19) ベトナム米は加工技術が後れているため（「2.（2）3）コメの国内流通」（p70～72）参照）タイ米に比べて碎米比率が高く国際市場での評価が低い。

(20) 食糧総公司是 1984 年に主に食糧輸入を行う国家食総公司として設立され、1995 年に北部食糧総公司及南部食糧総公司に再編された。南北食糧総公司是自ら貿易業務を行うとともに、地域の国营食糧公司を傘下に置くことにより、国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている。輸出割当が行われていた時代にはそのアレンジは実質的に食糧総公司によって行われていた（坂田[2003]）。

(21) 1999 年までコメに輸出税が課せられ、政策的にも国内米価を国際価格を下回るように誘導されていた。

(22) ベトナム人は日本人と同様おかずとともに米飯を食べる。その上、フォー（Pho）やブン（Bun）といった麺類、生春巻きを包むライスペーパー等にもコメが使用される。また多くの外国人が自由に出入りし外国料理店が立ち並ぶ首都ハノイにおいてもこれらを利用するのはほとんど外国人であり、ベトナム人の食生活には大きな変化はないということを筆者は長期滞在中に観察した。

3. 国際化対応

(23) GATT（関税および貿易に関する一般協定）および WTO（世界貿易機関）の各協定の条文の引用に際しては、外務省経済局監修[1995]による和訳を用いた。

(24) 但しベトナムだけが特にこの条件を呑まれたわけでない。中国（2001 年加盟）・台湾（2002 年加盟）など近年の加盟国はいずれも農産物輸出補助金を禁じられている。

(25) HS とは"Harmonized Commodity Description and Coding System"（商品の名称および分類についての統一システム）の略称であり、1988 年発効の HS 条約によって世界標準の国際貿易商品分類として採用された。ベトナムでは 1992 年に改正された輸出入関税法によって HS コードによる商品分類が導入された。なお本章中の品目名の日本語表記（第 13～15 表および関連する本文）は財務省税関[online]を参照した。

(26) 現存する輸入禁止品目として、武器・有毒化学品、ポルノ類、右ハンドル車、中古の電化製品・自転車・自動車、等が存在する（CPVN[2006a]）。

[引用・参考文献]

日本語文献

- 朝日新聞[2007], 「ベトナムで反中国デモ」, 2007 年 12 月 17 日東京本社発行朝刊 7 ページ記事
- 伊東正一[2007], 「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成 18 年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 国際農林業協力・交流協会
- 岡江恭史[2004], 「ベトナム農村金融における集落の役割」『農林水産政策研究』第 6 号, 農林水産政策研究所
- 岡江恭史[2007a], 「ベトナムの家畜衛生行政と鳥インフルエンザへの取り組み」『アジアにおける鳥インフルエンザ』, 農林水産政策研究所
- 岡江恭史[2007b], 「WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況」『FTA・WTO 体制下のアジアの農業, 食品産業と貿易』, 農林水産政策研究所
- 小沢健二[2004], 「1990 年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質—米の国際市場構造, 米の先物取引の可能性などと関連させて—」『先物取引研究』第 9 巻第 1 号 No.13, 日本商品先物振興協会
- 外務省経済局監修[1995], 『WTO: 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定』, 日本国際問題研究所
- 厚生労働省[2007], 『モニタリング検査の強化について (ベトナム産米)』: 医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室平成 19 年 5 月 21 日付け事務連絡
- 五島文雄[2003], 「ベトナムの中央行政機関の変遷」, 石田暁恵編『地域経済統合とベトナム—発展の現段階—』, アジア経済研究所
- 財務省税関[online], 『実行関税率表 (2008 年 1 月版)』, <http://www.customs.go.jp/tariff/2008/index.htm>, 2008 年 2 月 14 日アクセス
- 坂田正三[2003], 「ベトナムのコメ流通—流通構造からみたドイモイの再評価—」高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』, アジア経済研究所
- 白石昌也[2000], 「党・国家機構概観」, 白石昌也編『ベトナムの国家機構』, 明石書店
- 寺本実・藤田麻衣[2007], 「2006 年のベトナム」『アジア動向年報 2007』, アジア経済研究所
- トラン・ヴァン・トゥ [1996], 『ベトナム経済の新展開: 工業化時代の始動』, 日本経済新聞社
- 日本貿易振興機構[online], 『貿易統計データベース』, http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0, 2008 年 2 月 14 日アクセス
- 藤田麻衣[2006], 「ベトナムの WTO 加盟への歩み」, 坂田正三 (編)『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

英語文献

FAO(Food and Agriculture Organization of the United Nations)[online], FAOSTAT(<http://faostat.fao.org>), 2008年2月14日アクセス

WTO(World Trade Organization)[2003], *WT/ACC/VNM/13/Add.2, New and Updated Notifications Pursuant to Article XVI:1 of the GATT 1994 and Article 25 of the Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (Period covered by the Notification:2001-2002)*:Working Party on the Accession of Viet Nam, 30 October 2003

WTO[2006a], *WT/ACC/SPEC/VNM/3/Rev.7, ACCESSION OF VIET NAM: Domestic Support and Export Subsidies in the Agricultural Sector (Revision 7)*:Working Party on the Accession of Viet Nam, 2 August 2006

WTO[2006b], *WT/ACC/VNM/48, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam*:Working Party on the Accession of Viet Nam, 27 October 2006

WTO[2006c], *WT/ACC/VNM/48/Add.1, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam. Addendum Schedule CLX – Viet Nam*:Working Party on the Accession of Viet Nam, 27 October 2006

ベトナム語文献

BNNPTNT (Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon, ベトナム農業農村開発省) [online]. Van Phong Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon (農業農村開発省官房ウェブサイト, <http://www.mard.gov.vn/>), 2008年2月21日アクセス

BNNPTNT [2005]. *Danh gia su phu hop cua chinh sach nong nghiep Viet Nam voi cac quy dinh trong hiep dinh khu vuc va da phuong* (ベトナムの農業政策の地域内及び多国間国際協定の各規定への適合性評価). AUSAID-BNNPTNT

BNNPTNT[2007a], So:2240/QD-BNN-TCCB, *Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Việc hợp nhất Vụ to chức can bộ của Bộ Thủy Sản và Vụ to chức can bộ của Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn thành Vụ to chức can bộ thuộc Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn* (水産省人事部和農業農村開発省人事部を統合して農業農村開発省に属する人事部とする農業農村開発相決定2240号). 2007年8月7日公布

BNNPTNT[2007b], So:2241/QD-BNN-TCCB, *Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Việc hợp nhất Văn Phòng của Bộ Thủy Sản và Văn Phòng của Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn thành Văn Phòng thuộc Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn* (水産省官房と農業農村開発省官房を統合して農業農村開発省に属する官房とする農業農村開発相決定2241号). 2007年8月7日公布

BNNPTNT[2007c], So:2273/QD-BNN-TCCB, *Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Việc hợp nhất Vụ pháp chế của Bộ Thủy Sản và Vụ pháp chế của Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn thành Vụ pháp chế thuộc Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn* (水産省法制部と農業農村開発省法制部を統合して農業農村開発省に属する法制部とする農業農村開発相決定2273号). 2007年8月10日公布

BNNPTNT[2007d], So:2274/QD-BNN-TCCB, *Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Việc sáp nhập Vụ Kế Hoạch-Tài chính của Bộ Thủy Sản vào các cơ quan, đơn vị thuộc Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn* (水産省企画財務部を分割して農業農村開発省の各機関・部署へ統合する農業農村開発相決定2274号). 2007年8月10日公布

BNNPTNT[2007e], So:2275/QD-BNN-TCCB, *Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Việc hợp nhất Vụ Khoa học công nghệ của Bộ Thủy Sản và Vụ Khoa học công nghệ của Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn thành Vụ Khoa học công nghệ thuộc Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn* (水産省科学技術部と農業農村開発省科学技術部を統合して農業農村開発省に属する科学技術部とする農業農村開発相決定2275号). 2007年8月10日公布

BNNPTNT[2007f], So:2276/QD-BNN-TCCB, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Việc hợp nhất Vụ Hợp tác quốc tế của Bộ Thủy Sản và Vụ Hợp tác quốc tế của Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn thành Vụ Hợp tác quốc tế thuộc Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn (水産省国際協力部と農業農村開発省国際協力部を統合して農業農村開発省に属する国際協力部とする農業農村開発相決定2276号). 2007年8月10日公布

BNNPTNT[2007g], So:2277/QD-BNN-TCCB, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Việc hợp nhất Thanh tra của Bộ Thủy Sản và Thanh tra của Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn thành Thanh tra thuộc Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn (水産省監査と農業農村開発省監査を統合して農業農村開発省に属する監査とする農業農村開発相決定2277号). 2007年8月10日公布

BNNPTNT[2008a], So:10/2008/QD-BNN, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Quy Định chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn và cơ cấu tổ chức của Vụ Khoa học công nghệ và Môi trường (科学技術環境部の機能・任務・権限・組織構造の規定に関する農業農村開発相決定10号). 2008年1月28日公布

BNNPTNT[2008b], So:20/2008/QD-BNN, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Quy Định chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn và cơ cấu tổ chức của Cục Chế biến, Thương mại nông lâm thủy sản và nghề muối (農林水産加工流通・塩業局の機能・任務・権限・組織構造の規定に関する農業農村開発相決定20号). 2008年1月28日公布

BNNPTNT [2008c], So:28/2008/QD-BNN, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Quy Định chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn và cơ cấu tổ chức của Cục Kinh tế Hợp tác và phát triển nông thôn (合作経済・農村開発局の機能・任務・権限・組織構造の規定に関する農業農村開発相決定28号). 2008年1月28日公布

BNNPTNT [2008d], So:29/2008/QD-BNN, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Quy Định chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn và cơ cấu tổ chức của Cục Quản lý chất lượng Nông lâm sản và Thủy sản (農林水産物品質管理局の機能・任務・権限・組織構造の規定に関する農業農村開発相決定29号). 2008年1月28日公布

BNNPTNT [2008e], So: 234/2008/QD-BNN-TCCB, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về Quy Định chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn và cơ cấu tổ chức của Ban Đối ngoại và Quản lý Doanh nghiệp Nông nghiệp (農業企業刷新管理委員会の機能・任務・権限・組織構造の規定に関する農業農村開発相決定234号). 2008年1月28日公布

BTC (Bộ Tài Chính, ベトナム財務省) [2000]. So:164/2000/QD-BTC, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ Tài Chính về việc ban hành Danh mục các nhóm mặt hàng Nhà nước quản lý giá tính thuế nhập khẩu và Bảng giá tối thiểu các mặt hàng Nhà nước quản lý giá nhập khẩu để xác định trị giá tính thuế nhập khẩu (国家輸入関税管理品目群目録および輸入税額計算のための国家輸入価格管理品目の最低価格表の公布に関する財務相決定164号). 2000年10月10日公布

BTC[2001]. So:136/2001/QD-BTC, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ Tài Chính về việc bổ sung Danh mục và giá tối thiểu nhóm mặt hàng Nhà nước quản lý giá tính thuế nhập khẩu (国家輸入関税管理品目群の目録及び最低価格の補充に関する財務相決定136号). 2001年12月18日公布

BTC[2003]. So: 110/2003/QD-BTC, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ Tài Chính về việc ban hành Biểu thuế nhập khẩu ưu đãi (優遇輸入関税表の公布に関する財務相決定110号). 2003年7月25日公布

BTC[2004a]. So:68/2004/QD-BTC, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ Tài Chính về việc sửa đổi thuế suất thuế nhập khẩu đối với mặt hàng rượu nhập khẩu (酒類の輸入関税率の修正に関する財務相決定68号). 2004年8月16日公布

BTC[2004b]. So:81/2004/QD-BTC, Quyết Định của Bộ Trưởng Bộ Tài Chính về việc sửa đổi thuế suất thuế nhập khẩu đối với một số nhóm mặt hàng trong Biểu thuế nhập khẩu ưu đãi (優遇輸入関税表中のいくつかの品目群に対する輸入関税率の修正に関する財務相決定81号). 2004年10月15日公布

BTC[2005]. So:16/2005/QD-BTC, Quyét Dinh cua Bo Truong Bo Tai Chinh ve dieu chinh Danh muc hang hoa va thue suat thue nhap khau de ap dung han ngach thue quan (関税割当適用のための物品目録及び輸入関税率の調整に関する財務相決定16号). 2005年3月28日公布

BTC[2006]. So:39/2006/QD-BTC, Quyét Dinh cua Bo Truong Bo Tai Chinh ve viec ban hanh Bieu thue xuất khẩu, Bieu thue nhập khẩu ưu đãi (輸出関税表及び優遇輸入関税表の公布に関する財務相決定39号). 2006年7月28日公布

BTC[2007]. So: 106/2007/QD-BTC, Quyét Dinh cua Bo Truong Bo Tai Chinh ve viec ban hanh Bieu thue xuất khẩu, Bieu thue nhập khẩu ưu đãi (輸出関税表及び優遇輸入関税表の公布に関する財務相決定106号). 2007年12月20日公布

BTM (Bo Thuong mai, ベトナム商務省) [2002]. So:02/2002/QD-BTM, Quyét Dinh cua Bo Truong Bo Thuong mai ve viec ban hanh quy che xet thuong xuất khẩu (輸出報奨制度の規則公布に関する商務相決定2号). 2002年1月2日公布

BTM[2003a]. So:04/2003/TT-BTM, Thông tư của Bộ Trưởng Bộ Thương mại về hướng dẫn thực hiện Quyết Định So:91/2003/QĐ-TTg ngày 09 tháng 5 năm 2003 của Thủ tướng Chính phủ về việc áp dụng hạn ngạch thuế quan đối với hàng nhập khẩu tại Việt Nam (2003年5月9日付けベトナムの物品輸入に対する関税割当の適用に関する政府首相決定91号の実現指導に関する商務相通達4号). 2003年7月10日公布

BTM[2003b]. So:1116/2003/QĐ-BTM, Quyét Dinh cua Bo Truong Bo Thuong mai ve viec ban hanh quy che thuong xuất khẩu doi voi phan kim ngạch xuất khẩu năm 2003 vượt so voi năm 2002 (2003年輸出金額の対2002年増額分に対する輸出報奨制度の規則公布に関する商務相決定1116号). 2003年9月9日公布

BTM[2003c]. So:1462/2003/QĐ-BTM, Quyét Dinh cua Bo Truong Bo Thuong mai ve bo sung Danh muc mat hang duoc xet thuong xuất khẩu theo Quyết Định So:1116/2003/QĐ-BTM ngày 09/09/2003 của Bộ Trưởng Bộ Thương mại (2003年9月9日付け商務相決定1116号に基づく輸出報奨制度適用品目目録の補充に関する商務相決定1462号). 2003年11月7日公布

BTM[2003d]. So:09/2003/TT-BTM, Thông tư của Bộ Trưởng Bộ Thương mại về hướng dẫn thực hiện Quyết Định So:91/2003/QĐ-TTg ngày 09 tháng 5 năm 2003 của Thủ tướng Chính phủ về việc áp dụng hạn ngạch thuế quan đối với hàng nhập khẩu tại Việt Nam cho năm 2004 (2003年5月9日付けベトナムの物品輸入に対する関税割当の適用に関する政府首相決定91号の2004年における実現指導に関する商務相通達9号). 2003年12月15日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) [online]. Trang tin dien tu Chinh Phu (ベトナム政府ウェブサイト, <http://www.chinhphu.vn/>), 2008年2月21日アクセス

CPVN[1998a]. So:57/1998/ND-CP, Nghi định của Chính phủ về Quy định chi tiết thi hành Luật Thương mại và hoạt động xuất khẩu, nhập khẩu, gia công và đại lý mua bán hàng hóa với nước ngoài (外国向け物品の貿易・加工・販売代理業の活動に関する商業法施行細則に関する政府議定57号). 1998年7月31日公布

CPVN[1998b]. So:764/1998/QĐ-TTg, Quyét Dinh cua Thủ tướng Chính phủ về việc lập Quy thuong xuất khẩu (輸出報奨基金設立に関する政府首相決定764号). 1998年8月24日公布

CPVN[1999]. So:195/1999/QĐ-TTg, Quyét Dinh cua Thủ tướng Chính phủ về việc lập, su dung va quan ly Quy ho tro xuất khẩu (輸出助成基金の設立・使用・管理に関する政府首相決定195号). 1999年9月27日公布

CPVN[2000]. So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thu sản phẩm nông nghiệp (農業経済構造の転換および農産品の販売に関するいくつかの方針および政策に関する政府議決9号). 2000年6月15日公布

CPVN[2001]. So:46/2001/QĐ-TTg, Quyét Dinh cua Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ 2001 – 2005 (2001～2005年における物品の輸出入管理に関する政府首相決定46号). 2001年4月4日公布

CPVN[2002]. So:60/2002/NQ-CP, Nghi Dinh cua Chinh phu ve Quy dinh ve viec xac dinh tri gia tinh thue doi voi hang hoa nhap khau theo nguyen tac cua Hiep dinh thuc hien Dieu 7 Hiep dinh chung ve thue quan va thuong mai (関税および貿易に関する一般協定 (GATT) 第7条の原則に基づく輸入品の税額計算の規定に関する政府議定60号). 2002年6月6日公布

CPVN[2003]. So:91/2003/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec ap dung han ngach thue quan doi voi hang nhap khau tai Viet Nam (ベトナムの物品輸入に対する関税割当の適用に関する政府首相決定91号). 2003年5月9日公布

CPVN[2004]. 28/ 2004/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve to chuc lai san xuat va thuc hien mot so giai phap xu ly kho khan doi voi cac nha may va cong ty duong (砂糖の工場及び企業の生産再構成およびいくつかの困難支援策実現に関する政府首相決定28号). 2004年3月4日公布

CPVN[2005]. So:150/2005/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Phe duyet quy hoach chuyen doi co cau san xuat nong, lam nghiep, thuy san ca nuoc nam 2010 va tam nhin 2020 (2010年および2020年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定150号). 2005年6月20日公布

CPVN[2006a]. So:12/2006/ND-CP, Nghi dinh cua Chinh phu ve Quy dinh chi tiet thi hanh Luat Thuong mai ve hoat dong mua ban hang hoa quoc te va cac hoat dong dai ly mua, ban, gia cong va canh hang hoa voi nuoc ngoai (国際物品売買活動及び外国との物品売買代理業、加工及び中継に関する商業法施行細則に関する政府議定12号). 2006年1月23日公布

CPVN[2006b]. So: 108/2005/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec thanh lap Ngan hang Phat trien Viet Nam (ベトナム開発銀行設立に関する政府首相決定108号). 2006年5月19日公布

CPVN[2008]. So:01/2008/ND-CP, Nghi Dinh cua Chinh phu ve Quy Dinh chuc nang, nhiem vu, quyen han va co cau to chuc cua Bo nong nghiep va phat trien nong thon (農業農村開発省の機能・任務・権限・組織構造の規定に関する政府議定1号). 2008年1月3日公布

CTCPTTKTDN(Cong Ty Co Phan Thong Tin Kinh Te Doi Ngoai, 対外経済情報株式会社) [2003]. Thuy San Viet Nam - Phat Trien va Hoi Nhap (ベトナムの水産業 一発展と国際市場への参入). Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia (国家政治出版社)

HHLTVN (Hiep Hoi Luong Thuoc Viet Nam, ベトナム食糧協会) [online], ベトナム食糧協会ウェブサイト (<http://www.vietfood.org.vn>), 2008年2月12日アクセス

Nguyen Sinh Cuc [2003]. Nong Nghiep, Nong Thon Viet Nam Thoi Ky Doi Moi (1986-2002) (ドイモイ時代 (1986~2002年) のベトナムの農業と農村). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) [2006]. So: 75/2006/QH11, Nghi Quyet cua Quoc Hoi ve Ke hoach phat trien kinh te-xa hoi nam 2007 (2007年社会経済発展計画に関する国会議決75号). 2006年11月29日可決

QHVN[2007a]. So:01/2007/NQ-QH12, Nghi Quyet cua Quoc Hoi ve Co cau to chuc cua chinh phu va so pho thu tuong chinh phu nhiem ky khoa XII (第12期国会任期における政府組織構造と副首相定数に関する国会議決1号). 2007年7月31日可決

QHVN[2007b]. So:07/2007/QH12, Nghi Quyet cua Quoc Hoi ve Ke hoach phat trien kinh te-xa hoi nam 2008 (2008年社会経済発展計画に関する国会議決7号) 2007年11月12日可決

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) [online]. ベトナム統計総局ウェブサイト (<http://www.gso.gov.vn/>), 2008年2月22日アクセス

TCTK[1994]. Nien Giam Thong Ke 1993 (統計年鑑1993年版). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2000]. *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2002]. *Nien Giam Thong Ke 2001* (統計年鑑2001 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2003]. *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001* (2001 年農村・農業・水産業センサス) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2005]. *Nien Giam Thong Ke 2004* (統計年鑑2004 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2007]. *Nien Giam Thong Ke 2006* (統計年鑑2006 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

VKHQH (Vu Ke Hoach va Quy Hoach, ベトナム農業農村開発省企画部) [2002]. *So Lieu Thong Ke Nghanh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon 1996-2000* (農業農村開発部門1996～2000 年統計) . Nha Xuat Ban Nong Nghiep (農業出版社)

VNCKHTCNN(Vien Nghien Cuu Khoa Hoc To Chuc Nha Nuoc, 内務省国家組織研究所) [2005]. *Nien Giam To Chuc Hanh Chinh Viet Nam Nam 2004-2005* (ベトナム行政組織年鑑2004～2005 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

[付記] 本章を作成するのに使用した資料の一部は、文部科学省「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」(研究課題名「東南アジアにおける混住社会から共生社会への移行戦略の創出」, 研究代表者: 内藤耕東海大学准教授) によるベトナム出張の結果得られたものである。